

2026 年度 社会福祉法人寿泉会 特別養護老人ホーム泉園（短期入所生活介護）事業計画書（案）

1. 泉園の運営方針

ヤナセメディケアグループの基本理念「仁愛の心をもって統合医療を行います」を基軸とし、同グループの事業骨子『安全から安心に・・安心からゆとりに～安心実現にて満たされた暮らしを実現します』の実現のため、医療支援による「健康力」、生活支援による「元気力」を増進させるためのサービスの提供ができるよう努めていきます。

2. 介護老人福祉施設泉園の運営方針

特養：

入所者様の「健康力」、ならびに「元気力」の向上を図り、ゆとりのある対応で安心して過ごしていただけるよう、医師・看護職員・介護職員・理学療法士・管理栄養士等の多職種間連携の強化を図ります。体調変化等に早期対応が出来るよう、観察力の向上に努めます。また、併設する短期入所生活介護事業所・通所介護事業所との連携を図り、切れ目のない介護サービスの提供に努めます。

短期入所：

心身の状況、あるいはご家族の疾病、冠婚葬祭や介護者の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合など、一時的に居宅での生活に支障がある要介護者等に対して支援を行います。要介護状態の軽減や認知症等の状況を踏まえ、入浴、排泄、食事、日常生活上の介護、機能訓練等のサービスを提供します。

なお、4日以上継続利用者についてはケアプランを作成し、利用者に応じた介護を提供することに努めます。

3. 介護老人福祉施設泉園としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

(1) 介護部門

利用者のニーズを捉え、より利用者本位の介護を行うために職員個々で考え、共有して職員の意識向上を図ります。利用者の方が、安心して暮らしていただけるよう利用者と向き合い共感していただける介護を行っていきます。

(2) 看護部門

日々の健康チェック（血圧・検温・検脈・体重測定等）及び定期健診、入所時の検診を実施することにより利用者の健康把握を行い、状態変化等の早期発見に努めます。

また、食中毒及びインフルエンザ・胃腸炎等の感染疾患には十分注意を払い、衛生管理、予防接種等で蔓延の予防に努めます。

(3) 機能訓練部門

リハビリテーションの援助が必要な方には、機能訓練指導員（理学療法士）が個別機能訓練計画を作成し、専門的技術を活用して機能の維持・向上を目指した援助を行います。麻痺や拘縮などの機能障害がある方には、関節の動かしやすさや柔軟性の向上を目的としたリハビリを計

画的に実施します。

(4) 栄養部門

- ・利用者一人ひとりに個別栄養ケア計画を作成し、栄養状態の把握と個々に応じた栄養管理を行います。個人の嗜好を取り入れ、季節感のあるバランスとバラエティに富んだ食事を提供するとともに、食材の色彩や適温・適時の提供に配慮し、温かい家庭の雰囲気の創出に努めます。
- ・月に一度のお楽しみメニューとしてテーマ食を提供し、食事の楽しみを広げます。
- ・食形態の配慮、誤嚥防止等のリスク管理を行います。また、経口摂取を基本とした調理方法に様々な創意工夫を凝らし、栄養指導等を行い、特別食（疾患別）への対応も取り組む等、個々の食事形態への対応と美味しさ・楽しさを感じられる食事の提供を行います。
- ・衛生管理として、食中毒の予防、衛生面に注意し、適切な検査・管理・調理を行い、厨房内や食堂を常に清潔にします。
- ・災害時における非常食を適切に管理し、数種類のメニューを確保します。

(5) 相談援助・ケアマネジメント部門

- ・利用者のニーズを把握し、その意向に沿って「できることの維持」と「できることの拡大」を目標に、他職種と連携したケアマネジメントを実施します。
- ・利用者、家族からの質問・苦情があった場合には迅速に対応し、信頼関係構築に努めていきます。
- ・施設生活に伴うリスクの説明を家族へ行い、意向を確認し利用者、家族が納得されるケアの提供に努めます。

4. 行事の実施

外出機会の少ない施設入所者に季節感を味わっていただき、気分転換を図るために施設内外の行事を企画・開催します。

月	行 事 予 定	地域交流予定
4		
5		● 盲学校実習
6		
7		
8	● 泉園夏祭り	
9	● 防災・避難訓練	
10		● 保育園神輿来園
11		
12	● 忘年会	
1	● 祝賀会	
2		
3		

※毎月（2回）、カタログ通販での買い物代行

5. 会議・研修等の開催

(1) 会議

会議では参加職員・実施時間・分類・テーマを明確にし、各職種間の連携を強化することにより、情報の共有が図れるように取り組みます。

〈会議の種類〉	〈開催時期〉	〈テーマ〉
① 運営会議	毎月開催	事業所の運営に関する事項
② 介護リーダー会議	毎月開催	情報共有・業務等に関する事項
③ 全体会議	毎年開催	施設全体の業務の情報共有

(2) 研修

グループ内・施設内に於いても研修を企画し参加していきます。また施設外の研修(喀痰吸引研修・認知症研修)にも可能な限り参加していきます。

(3) 委員会

委員会活動では、各委員会が専門性を持って実践し、内部研修につなげるとともに、知識、技術の向上や連携の強化を図り、サービスの充実に反映できるよう取り組みます。

① 身体拘束検討・虐待防止・感染症予防対策委員会

〔開催時期〕 3ヶ月に1回 〔検討内容〕 予備軍のケース検討他

② サービス向上・事故防止委員会

〔開催時期〕 2ヶ月に1回 〔検討内容〕 事故報告書等の検討

③ リハビリ・褥瘡予防委員会

〔開催時期〕 3ヶ月に1回 〔検討内容〕 ケースの検討他

④ レク・行事企画委員会

〔開催時期〕 2ヶ月に1回 〔検討内容〕 行事内容の検討・企画

6. 泉園における防災への取り組み

緊急時における円滑な誘導、職員呼び出し、初期消火を実施できるよう、年4回の防災訓練(4回のうち、1回は夜間想定避難誘導訓練と火災想定時の緊急連絡網による通報訓練)を確実に実施し、防災意識の向上に努めます。また、地域の防災訓練に参加するなど緊急時に協力体制が取れるよう連携を図っていきます。

7. 業務遂行における取組

職員の資質向上のためにも、実業務に即した専門的知識の習得及びモチベーションの維持・向上を図ります。そのためにも研修等に積極的に参加を行い、知識・意識を高めていきます。症状が重度化する利用者様への対応については、各職種が専門性を持って実践し知識や共通の認識に基づき対応を行ったうえで他職種間の連携を図っていきます。

8. コストに関する取り組み

当施設は開設 47 年を超え、施設設備全般が老朽化しており、大規模な修繕が必要となっています。新たな設備投資によりコスト軽減が図れる部分もありますが、修繕費は大きな負担となっています。細かな備品・消耗品や固定費の節約、高騰している光熱費等についても、可能な

限り節約に努めます。

9. 事業所の稼働向上に関する取組み

特養：

今年度は、特養の目標稼働率としては、92%とします。引き続き個々の利用者様の状態の把握をし、変化に気づき早期の受診を心掛け、入院の減少に努め、空床数の少ない状態を継続出来るように運営します。また医療機関・家族との連携強化を図り、スムーズな退院・再入所に繋げるよう努めます。空床期間の短縮の為に併設する短期入所生活介護事業所とも連携を深め、稼働率の目標達成に努めます。稼働率向上のために、人員不足の中でも満足なサービスの提供が行えるよう、業務の見直しを行い、適切なサービス提供に努めます。

短期入所：

2026年度の目標を稼働率50%と定め、併設する特別養護老人ホームと連携を深めて、居室の整理を進め、特養の空床を活用して稼働率向上に取り組みます。

2026年度 社会福祉法人寿泉会 泉園通所介護事業所 事業計画書（案）

1. 泉園の運営方針

ヤナセメディケアグループの基本理念「仁愛の心をもって統合医療を行います」を基軸とし、同グループの事業骨子『安全から安心に・・安心からゆとり（幸せ）に』の実現の為、医療支援及び生活支援を実施し、利用者及び家族の「癒し」「満たし」を考えたサービスの提供ができるように努めていきます。又、職員の意識の向上と、きめ細やかなサービスの品質、技術を高め展開することで、地域における在宅生活の一助を担える「価値ある空間づくり」を図ります。

2. 泉園通所介護事業所の運営方針

利用者の人権と尊厳を守り、日常生活の活性化・心身機能の維持向上を目的とし、個々の残存機能に応じた自立生活を営むための分析を行い、居宅サービス計画に基づいた個別援助計画を作成し実施します。

また、日々介護に携わっている介護者の身体的・精神的負担を軽減し、利用者の方々の暮らしや趣味を活かした、様々な個々のニーズに密着した質の高いサービスの提供に努めます。

3. 泉園通所介護事業所としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

(1) 介護部門

①日常生活上の援助

- ・食事・入浴・排泄等の日常生活支援について、利用者の心身の状態や能力に応じた適切な介護を提供し、自立した生活の維持・向上を図ります。
- ・送迎（要介護者・総合事業対象者・短時間DS）を実施します。

②機能訓練等のサービス

- ・集団体操、歩行訓練、日常生活動作に関する訓練を利用者に応じて対応します。
- ・同グループに所属する専門インストラクターによる集団リハビリや脳トレーニングを実施し、利用者の心身機能の維持・向上を図るとともに、サービスの質の向上に努めます。
- ・機能訓練指導員（あん摩マッサージ指圧師）による指圧を実施し、首・肩・腰部などのツボを刺激することで、浮腫みや筋肉のこりの改善、食欲の増進等、利用者の体調維持・改善を図ります。

③レクリエーション、行事的活動

・年間行事

定期的に行事を実施し、他の利用者との関わりを持ち、QOLの向上を目指します。

・趣味の活動

集団でのレクリエーションだけでなく、状況に合わせ個々に応じた対応をすることにより、ニーズに合わせたサービスを提供します。

④食事サービス

・食事の摂取の介助

利用者の心身の状況に応じた適切な支援を行い、残存機能を活用した自立支援に努めます。また、食事量の把握を行うとともに、必要に応じて家族やケアマネジャーと情報共有を図り

ます。

- ・準備、後始末の対応

食事前には、誤嚥予防を目的とした口腔体操を実施するとともに、手指消毒を徹底し、衛生管理の徹底に努めます。

⑤健康状態の確認

- ・毎日の健康チェック（血圧・検温・検脈）および定期的な体重測定を実施し、利用者の健康状態の把握に努めます。また、体調の変化や気づいた点があれば、家族やケアマネジャーへ速やかに報告し、情報共有を図ります。
- ・感染症の流行時期には速やかに情報収集を行い、早期対応が図れるよう感染予防対策の徹底に努め、利用者の健康管理および感染拡大防止に努めます。

⑥相談、助言

- ・利用等の相談・サービス利用等に関する相談
- ・日常生活動作に関する訓練
- ・福祉用具の使用方法に関する助言
- ・社会資源（フォーマル・インフォーマル）の情報提供
- ・各専門職が連携を図りながら支援を行い、必要に応じて家族やケアマネジャーと情報共有を行うことで、利用者一人ひとりの心身の状況に応じた適切な介護支援の提供に努めます。

(2) 看護部門

- ・現在看護師は、配置されていない為（地域密着型10名定員の場合、配置は必要ない）、緊急時の場合は、併設している特養の医師、看護師と連携を図り、対応します。

(3) 機能訓練部門

- ・機能訓練指導員（あん摩マッサージ指圧師）による指圧を実施し、肩や首、腰などの痛みや筋肉のこりの改善、食欲増進等を図り、利用者の健康維持に努めます。
- ・残存機能の活用を基本とし、日常生活動作訓練（トイレ誘導、フロア内歩行、立ち上がり、立位保持など）を実施することで、利用者の残存機能の維持・向上に努めます。

(4) 栄養部門

- ・春夏秋冬の季節に応じ、旬の食材を取り入れたメニューを提供するとともに、食材の色彩を生かし、適時適温での食事提供に努めます。
- ・食事を楽しんでいただけるよう、季節行事に合わせた催し物を実施し、季節感のある食事の提供に努めます。
- ・管理栄養士と連携を図りながら情報共有を行い、利用者一人ひとりの状態に応じた食事量や食事形態の提供に努めます。

(5) 相談援助・ケアマネジメント部門

- ・個別の家庭状況を把握するとともに、関係機関と密に連携を図り、本人の状態に応じた支援体制の維持・継続に努めます。
- ・苦情相談の窓口として適切に対応し、利用者および家族からの意見や要望を真摯に受け止め、

問題の早期解決に努めます。

- ・職員の育成に努め、支援の質の向上を図り、より良いサービスの提供に努めます。
- ・デイサービスの利用に関する施設案内、見学、契約等について丁寧な説明を行い、利用者および家族が安心してサービスを利用できるよう努めます。

4. 行事の実施

(年間行事表)

	行事内容	備 考
4 月	お花見（桜） （3月又は4月） 畑作り	実施時期については、桜前線の状況を確認しながら決定します。
5 月	タコ焼きパーティ	様々な具材を用いて味の違いを楽しみながら、食事の時間を楽しんでいただきます。
6 月	外出行事（買い物、喫茶）	利用者の体調や天候等の状況を考慮しながら、適切な時期に実施します。
7 月	七夕	短冊等を飾り、七夕の雰囲気を楽しんでいただきます。
8 月	夏まつり	食べ物を中心としたお祭り行事を行い、夏の雰囲気を楽しんでいただきます。
9 月	買い物・喫茶店（外出）	実施時期については利用者の体調や状況に応じて実施します。
10 月	外食会	利用者の希望を参考にしながら行き先を決定し、外食の機会を楽しんでいただきます。
11 月	紅葉見学（買い物）	利用者の体調や天候等の状況を考慮しながら、適切な時期に実施します。
12 月	忘年会	食事を中心とした親睦行事を行い、一年を振り返りながら利用者同士の交流を深めます。
1 月	初詣 餅つき	頭之宮四方神社へ参拝し、新年の行事として餅つきを行います。
2 月	豚汁、おにぎり作り	好きな具材を取り入れながら調理を行い、食事作りの楽しさを感じていただきます。
3 月	お花見（桜） （3月又4月）	実施時期については、桜前線の状況を確認しながら決定します。

(月行事)

- ・誕生月の利用者をお祝いし、プレゼントの贈呈を行います。
- ・月に1回、特別なおやつを提供し、食事の楽しさを感じていただきます。
- ・地域ボランティア等による慰問を随時受け入れ、レクリエーションを通して楽しみの機会を提供します。

5. 会議・研修等の開催

(1) 会議

- ・毎月第1火曜日にデイ会議を開催し、管理者、生活相談員、介護職員、管理栄養士が出席して情報共有や意見交換を行うとともに、業務の見直しや運営上の課題について協議し、改善に向けた取り組みを行います。
- ・毎月第1水曜日に運営会議に出席し、各部署との情報共有や意見交換を行い、円滑な事業運営に努めます。
- ・奇数月第3水曜日に開催される地域密着型サービス運営推進会議に出席し、事業所の運営状況について報告するとともに、意見交換を行います。

(2) 研修

- ・職員の知識・技術の向上を図るため、各種研修へ積極的に参加し、サービスの質の向上に努めます。

(3) 委員会

- ・毎月第二火曜日に身体拘束委員会と感染症委員会を実施します。

6. 泉園デイサービスにおける防災への取り組み

- ・施設内での防災訓練への参加により、防災意識の向上を図ります。
- ・BCP（事業継続計画）を作成し、定期的な見直し・改善を行い、災害や感染症等の緊急時にも事業を継続できる体制の整備に努めます。

7. 業務遂行における取組

- ・毎月のデイ会議にて、情報を共有し、職員全員で問題に取り組み、サービスの向上に努めます。
- ・利用者一人ひとりの状態を把握するため、職員共有ノートを作成・記入し、職員間で情報共有を図ることで速やかな対応に努めます。
- ・事業計画書に基づき、各職員のサービス提供状況を把握し、必要に応じて適切な対応や改善につなげます。

8. コストに関する取り組み

- ・物品管理の担当職員を定め、備品や消耗品（文房具や生活雑貨等）の適切な管理を行うとともに、物品や購入先の見直しを行い、効率的な運営とコスト軽減に努めます。
- ・職員一人ひとりがコスト意識を持ち、水道光熱費や通信費の削減に努め、経費の適正化を図ります。

9. 事業所の稼働管理

- ・事業所の稼働目標を62%に設定し、利用者確保に努めることで稼働率の向上を図ります。
- ・施設入所や長期ショートステイの利用により、登録人数が減少傾向にあるため、受け入れ体制を見直し、稼働率の向上に努めます。また、利用者の健康管理や家族との信頼関係の構築に努め、状態に応じたサービス提供を継続することで長期利用につなげ、実績の安定を図ります。

2026年度 社会福祉法人寿泉会 津中部西地域包括支援センター事業計画書（案）

1 運営方針

介護保険法第115条の46の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センター（以下「センター」といいます**。）を設置します**。センターは、地域の中核機関として役割を果たすために、以下の3つの視点を軸とした地域包括支援体制を確立します。

（公益性の視点）

地域における介護・福祉行政の一翼を担う『公益的な機関』として、公正性及び中立性の確保に努めます。

（地域性の視点）

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、圏域の地域特性や実情を踏まえた事業運営を行います。また、地域ケア会議や協議体等による協議の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業所等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて取り組みます。

（協働性の視点）

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員がそれぞれの専門性を活かせるよう、相互に情報を共有し、様々な相談に対しチームとして対応することを基本とします。なお、地域の保健・医療・福祉の専門機関や民生委員等の関係者とも連携を図りながら活動します。

ヤナセメディケアグループの基本理念「仁愛の心をもって健康医療を行います」を基軸とし、より効果的な医療支援及び生活支援の実施が可能となるよう努めるとともに、まごころをもって対応し、人生を楽しんで頂けるようきめ細やかな支援方法の充実を目指し、地域と交流を深め、調和の取れた親しまれるセンターづくりを目指します。

2 事業内容

各業務に係る推進方針

委託業務の実施に当たっては、相談頻度の高い日中の時間に対応できるよう、柔軟な勤務体制を組みます。また、終日連絡がとれる体制、又は緊急時に連絡が取れるよう、休日・夜間の転送電話や法人の併設施設との連携により対応できるような措置を講じることとします。利用者の意向に配慮しながら、津市との十分な連携の下、次の業務を行うものとします。

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、どのような支援が必要か課題を把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等、次の取組を行うものとする。

① 実態把握

津市から提供される民生委員・児童委員によるひとり世帯高齢者実態把握名簿の活用のほか、さまざまな手法により高齢者の健康状況や生活状況等を把握することで、地域の潜在的な課題やニーズを把握します。

② 総合相談業務

センターは、地域における保健医療・福祉の中核的機関としての役割を果たすため、関係機関との連携のもとに幅広い総合的な相談を行います。また、市担当部署や在宅介護支援

センター等との連携のもと、いつでも相談対応できる体制をつくります。

(具体的な取り組み)

- ・受付をした相談票について、毎月の包括会議にて「終結」以外の項目について、「継続」「連絡待ち」の支援状況を確認し、相談の終結を目指した対応を行います。
- ・相談票の内容については、高齢者の困りごとを出発点とした個別相談事例から見える個々の課題の積み重ねと「相談者」「相談方法」「地域」「相談経路」「相談内容」「対応方法」を集計、分析することで、地域における問題と課題及び社会資源の把握に努めます。
- ・相談については、センターの各専門職が連携して支援方針を検討し、必要に応じ関係機関と連携を図り、適切な対応にあたります。

③ 地域におけるネットワークの構築

ア 地域の社会資源やニーズの把握

相談時に適切な情報を提供できるよう、地域の社会資源を的確に把握するとともに、その活用について関係機関との連携、調整を図ります。

イ ネットワークの構築

幅広い相談に対応できるよう、地域の社会基盤の整備を行う津市社会福祉協議会の第1層・第2層生活支援コーディネーターなどさまざまな関係機関とのネットワーク構築を図ります。また、認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防等の相談にも対応できるよう、これらのネットワークを有効に活用します。

ウ 認知症サポーター（チームオレンジあしたば）の活用

認知症サポーター（チームオレンジあしたば）を活用することにより、既存のサービスや制度で埋められない身近なニーズへの対応を図ります。（令和6年度より生活・介護支援サポーターのフォローアップ・活用が行政管理となった）

エ 津高齢者虐待防止等及び高齢者見守りに関するネットワークの構築

高齢者が安心・安全に暮らせるよう民間団体及び関係機関が連携協力することにより、高齢者虐待の早期発見や防止、被虐待高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援や徘徊高齢者等の安全確保とその家族等への支援を行う。

(2) 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、あるいは適切なサービス等につながらないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳ある生活を営むことができるよう、次の専門的・継続的な視点から支援を行います。

① 成年後見制度

認知症などにより判断能力を欠く状況にある人たちに対し、本人の意思を尊重し、かつ本人の状態や生活状況に配慮しながら契約などの法律行為や金銭管理を支援します。これにより権利擁護が図れるよう、成年後見制度の円滑な利用を支援します。

② 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護、および適切な養護者に対する支援を行います。市の担当部署と連携・協働を図り、適切な対応に努めます。

③ 困難事例への対応

「8050 問題」やヤングケアラーなどの家族問題を含めた複合的課題や支援拒否、既存のサ

ービスでは対応できない困難事例を発見した場合は、センターの各専門職が多機関・多職種と連携して実態把握を行います。その上で対応策を検討し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し、関係機関との連携による適切な対応に努めます。

④ 消費者被害防止

市・県の消費生活センターや警察等との情報共有により、消費者被害情報の把握を行います。地域住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員等に情報提供を行うなど、被害の未然防止・予防に努めます。

(具体的な取り組み)

- ・ 成年後見制度の利用については、関わりの中で予見できることがあれば早期から、津市社会福祉協議会の成年後見サポートセンターなど関係機関と連携を図ります。高齢者が不利益を被ることなく、尊厳ある生活が維持できるよう、成年後見制度の利用申し立て支援などを行います。
- ・ 高齢者虐待については、高齢者虐待防止法の遵守に努め、市の担当部署と連携・協働を図り、情報収集や調査、計画的な支援を実施します。48 時間以内の緊急性を常に意識し、専門職としての倫理を持って対応に努めます。
- ・ 消費者被害を受けていると思われる高齢者を発見した場合には、速やかに市・県の消費生活センターへ相談・情報共有を行います。関係機関との連携を図ることで、被害を未然に防ぐことができるよう努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう支援します。そのため、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関や施設など、多職種相互の協働による連携体制を構築します。

あわせて、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援、および介護給付におけるケアマネジメントとの相互連携を図ります。これにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対して次の支援等を行います。

① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

地域における包括的・継続的なケアを実施するために、関係機関との連携を構築します。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外のさまざまな社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制に配慮します。

② 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別支援や相談等への対応を図ります。あわせて、情報提供や地域ケア個別会議・地域交流会等での事例検討、研修会等を通じた資質向上に取り組みます。そのために、介護支援専門員協会や津市在宅療養支援センター等のネットワークを活用します。

③ 認知症高齢者及び家族への支援

認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題に対応できるよう、認知症疾患医療センター等の医療機関や各関係機関との連携を図りながら、継続的な支援を行います。

(具体的な取り組み)

- ・介護支援専門員からの個別相談を実施します。また、相談内容や地域ケア会議で得られた事例を集積し、主任介護支援専門員と年1回の情報共有を図ります。
- ・ケアマネジメントがしやすい環境を整備すべく、研修会や交流会、地域ケア個別会議の企画・立案を行います。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

センターは、包括的支援事業の効率的な実施のために、介護保険サービスのみならず、津市の保健・福祉サービス、地域の医療サービス、ボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会資源を把握します。これらが有機的に連携できるよう、環境整備を行います。

(具体的な取り組み)

- ・地域の関係機関や社会資源の役割・特徴を、地域ケア個別会議や協議体等で共有します。
- ・「顔の見える関係づくり」や「ネットワークの見える化」に取り組みます。

(5) 介護予防普及啓発事業

センターは、介護予防に関する知識の普及・啓発や介護予防教室等への参加勧奨を通じて、高齢者が生きがいを持って活動的に暮らすことを支援します。

(具体的な取り組み)

- ・地域の既存のサロン活動・健康教室等「サロン△△、～組（仮称）」に包括職員等が出向き普及啓発・相談機能を持つことで、健康へのニーズ把握や参加による社会的役割を考える機会を作り well-being を目指す。
- ・津市社会福祉事業団委託事業の津市西部市民センター「すこやかセミナー」にて年間7回の介護予防や高齢期における健康管理に関する教室を開催する。
- ・地域診断を継続して行うことで、地域特性に応じた健康教育を行う。

(6) 在宅医療・介護連携推進機関との協働

センターは、高齢者が医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることを目的として、市内の地区医師会、医療機関、在宅医療・介護連携推進機関等と連携し、適切な在宅医療・介護サービスの提供体制構築を推進します。

(具体的な取り組み)

- ・津市在宅療養支援センターへの専門部会や年4回の多職種連携研修会・年1回の市民向け啓発講演会への参加により、在宅医療・介護連携推進事業に参画します。

(7) 生活支援コーディネーターによる社会基盤整備との協働

センターは、高齢者の自立した日常生活及び介護予防等を目的として、地域の社会基盤の整備を行う津市社会福祉協議会の第1層・第2層生活支援コーディネーターと連携し、多種多様な主体による支援体制の構築を推進します。

(具体的な取り組み)

- ・一人の困りごとを出発点とした個別相談事例から見える地域課題の積み重ねにより、地域の生活環境（生活支援、介護予防）について、地域ケア個別会議や協議体等で情報を共有し取り組むことで住みやすい地域を協働で作ります。

【センターの取組における重点項目】

- ・ 地区の社会福祉協議会や第2層生活支援コーディネーターと協働し、地域のサロンへの出前講座等の支援活動を行う。
- ・ 地区の津市社会福祉協議会や第1層・第2層生活支援コーディネーターと協働し地域の社会基盤の整備について話し合う協議体の発足に向けて検討を進める。

(8) 認知症への総合的な支援

センターは、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等の関係機関と連携を行い、認知症高齢者やその家族の多様な相談に対応します。

(具体的な取り組み)

- ・ 認知症については、認知症高齢者本人やその家族の意向や取り巻く環境をふまえ、かかりつけ医や認知症専門医療機関、専門職との協働で本人の能力や役割・生きがい作りなどを考えた相談対応を行います。

【センターの取組における重点項目】

- ・ センターに認知症地域支援推進員（チームオレンジコーディネーター）を配置し「津市チームオレンジ・あしたば」の支援活動と認知症高齢者やその家族の多様なニーズをつなげていきます。また、あしたばの事務局として津市チームオレンジ・あしたばの活動を市担当部署・津中部北地域包括支援センターと連携しながら支援していきます。
- ・ 市内の認知症サポーター数を増やし、【チームオレンジあしたば】の活動を活発化させるべく、各地区でのサポーター養成講座の開催を進めていきます。またその為に地域の関係機関や公共施設・商業施設などに積極的に普及啓発を行います。

(9) 地域ケア会議の開催

センターは、民生委員・児童委員や生活支援コーディネーター等の地域の関係機関、介護支援専門員等の多職種が参加する地域ケア会議の開催を通じて、地域における包括的・継続的なケアを実施するための関係機関との連携体制を構築します。

(具体的な取り組み)

- ・ 地域ケア個別会議（支援困難）の開催（随時：年間9回以上の予定）
- ・ 地域ケア個別会議（自立支援）の開催（年間1回以上の予定）
- ・ 従前の地域ケアネットワーク会議（地域連携）は令和6年度よりセンターの業務仕様書より外れたが、西郊第2地区では地域の社会基盤の整備について話し合う協議体の発足に向けて津市社会福祉協議会の第1層・第2層生活支援コーディネーターと連携し検討を進め、美里地区では引き続き協議体での連携を継続する。
- ・ 地域ケア会議は、開催目的を合意形成し手段（開催すること自体）が目的化しないように留意して開催し、開催結果については評価を行い出席者に報告する。

(10) 介護予防・日常生活支援総合事業

センターは、介護予防・日常生活支援総合事業の活用により、要支援者等の能力を最大限に活かしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスが選択できるよう必要な援助を行います。

(具体的な取り組み)

- ・ ニコニコサロン□□←地区名（地域ささえあい通所支援事業）との連携をします。

《津中部西地域包括》

(11) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント業務）

高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を継続することができるよう、本人の自己能力を発見し、主体的な活動を通じて生活の質の向上を目指す支援を行います。また、個々の高齢者に応じた支援計画を作成するとともに、その達成状況を評価したうえで、必要に応じて計画を見直します。

（具体的な取り組み）

- ・法令遵守に則り、委託業務についても居宅介護支援事業所等に周知徹底をします。

(12) その他

介護保険サービス外の市が独自で行う高齢保健福祉事業（任意事業含む）を把握し、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のために活用するべく、協力・連携を行うこととします。

3 会議・研修等の開催（出席・参加を含む）

(1) 会議

- ・地域包括支援センター職員会議（1回/月）、支援困難事例や虐待対応事例等のケース会議（適宜）、継続相談対応のケースについての支援方法検討（朝礼時など随時）を実施します。
- ・包括カンファレンス（1回/月）：センターの支援困難ケース等を同法人内にある津中部東地域包括支援センターと事例検討します。
- ・専門部会：センター長会議、保健師看護師専門部会、主任介護支援専門員専門部会、社会福祉士専門部会に出席します（2026年度の回数未定）。
- ・地域密着型サービス運営推進会議（担当エリアの7事業所）に出席します。
- ・包括運営ミーティング（1回/月）：同法人内にある津中部東地域包括支援センターと両包括の管理責任者・業務課長も参加し包括の運営について検討します。

(2) 研修

- ・センター職員の資質向上の為、県・市などの行政機関や津市在宅療養支援センター・三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会等の関係機関が実施する研修会へ参加します。

4 コストに関する取り組み

- ・職員の不注意や環境整備不足による物品の浪費や破損を防ぎます。
- ・消耗品については、適正な使用を徹底するとともに、必要に応じて適切に購入します。

2026年度 社会福祉法人寿泉会 八幡園通所介護事業 事業計画書（案）

1. 八幡園の運営方針

八幡園は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助および機能訓練を行います。これにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持回復、ならびに家族の介護負担の軽減を図ることを目的とします。

また、関係機関と密接に連携し、提供するサービスについては分かりやすく説明を行うとともに、常に質の管理を徹底します。

地域住民の皆様に親しまれ、なくてはならない存在であり続けるために、協力の下で「集いの場」を提供します。交流を楽しみながら、いつまでも健やかで安心した暮らしを継続できるよう、真心を込めた運営に努めます。

2. 八幡園通所介護事業の運営方針

- ・認知症の方に対して適切なサービスを提供していく上で、職員個々が認知症等の知識や技術を学び、安心・安全な環境と自由でその人らしい暮らしができるよう支援します。
- ・在宅生活における課題や環境を深く理解し、利用者の意向とニーズに即した個別ケアを実践します。
- ・認知症ケアにおいては、個々の行動観察や心身状況を検証・共有します。介護・医療・栄養・福祉のあらゆる視点からアプローチを行い、多職種連携による最適な支援に努めます
- ・ケアマネジャーが作成したケアプランに基づき、適切な通所介護計画を作成します。サービスの提供状況を適宜評価し、必要に応じて介護支援専門員と密接に連携します。
- ・利用者の精神的安定を図り、能力に応じた生活支援や個別機能訓練を行うことで、心身機能の維持回復と在宅生活の継続を支えます。
- ・利用者一人ひとりの想いに寄り添い、やりがいや楽しみを見出せる支援を通じて、生活意欲の向上を目指します。

3. 八幡園通所介護事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

(1) 介護部門

- ・利用者を取り巻く背景や環境を深く洞察し、課題とニーズを的確に把握した上で、質の高い個別ケアを実践します。
- ・利用者との信頼関係を基盤とし、その意向に沿った支援を提供します。有する能力を最大限に活かした自立支援を行い、住み慣れた地域での生活継続を支えます。
- ・利用者の状況変化に際しては速やかに支援内容を検討し、適切な対応を図ります。あわせて、専門知識や介護技術の向上に日々研鑽を積みみます。
- ・安心・安全なサービス提供のため、職員間での情報共有と報告・連絡・相談（報連相）を徹底し、組織的な連携を図ります。
- ・職員がケアプランの目的を深く理解し、プランに沿った一貫性のあるサービスを提供します。
- ・他職種との積極的な情報交換を行い、多角的な視点から認知症ケアの充実に努めます。

(2) 看護部門

- ・健康で快適な在宅生活を維持・向上するため、日々の健康管理による疾病の早期発見・早期対応に努めます。
- ・多職種間で情報を共有し、異常時には速やかな受診勧奨や対応を行い、自立支援を損なわないよう援助します。
- ・入院や長期休止後の利用再開にあたっては、本人・家族・多職種と連携して心身の状態確認を行い、円滑な再開を支援します。
- ・感染症の流行期には対策会議を適宜開催し、職員の意識を高めることで施設内感染の防止を徹底します。
- ・インシデント・アクシデント発生時には、多職種で要因分析と対策検討を行い、事故の未然防止および再発防止につなげます。また、急変時には看護師を中心として医療情報を迅速に共有し、介護職員や相談員等と協力して的確な対応を行います。あわせて、利用者個々の医療情報を常に最新の状態で管理し、緊急時に即応できる体制を整えます。

(3) 機能訓練部門

- ・利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、屋内・屋外に関わらず活動の場を広げ、日常生活に必要なリハビリを実践します。
- ・利用者のニーズ、生活上の役割、心身の状態を把握し、利用者・家族の意向および介護支援専門員の意見を踏まえた「個別機能訓練計画」を作成します。
- ・3ヶ月ごとにモニタリングを実施し、心身状況の変化に応じた課題の抽出や目標の再設定を行い、計画への反映を図ります。
- ・認知機能の低下がみられる利用者に対しては、心身の活動性を高めるアプローチを行い、症状の進行抑制と生活の質の維持に努めます。
- ・個別機能訓練として外出訓練等を取り入れ、社会参加への意欲向上を促すとともに、身体機能の維持・向上につなげます。
- ・集団リハビリを通じて、利用者相互の刺激による意欲向上を図り、身体機能の維持・向上を促進します。

(4) 栄養部門

- ・衛生面には十分配慮し、安心・安全な食事の提供に努めます。
- ・利用者の食事形態や食事制限、摂食・嚥下機能について多職種間で情報共有を行い、一人ひとりの状態に適した食事を提供します。
- ・行事として「おやつ作り」を実施する際は、手指・環境等の衛生管理および調理器具の消毒を徹底し、安全な調理と提供を行います。
- ・食事の時間を楽しんでいただけるよう、旬の食材を取り入れ、四季の移ろいを感じられる献立の提供に努めます。

(5) 相談援助部門

- ・利用契約の締結にあたっては、重要事項説明書や運営規程、契約書の内容を分かりやすい言葉で丁寧に説明します。利用者および家族の不明点を随時確認し、安心してご利用いただけるよう誠実な対応に努めます。
- ・利用者や家族からの意向および苦情に対しては、迅速かつ誠意をもって対応し、サービスの質の向上につなげます。

- ・介護支援専門員が作成したケアプランを深く理解し、その方針に沿った適切なサービスを提供します。
- ・利用者の体調変化や在宅生活における課題に気づいた際は、家族や介護支援専門員と速やかに情報を共有し、緊密な連携を図ります。
- ・利用状況や状態の変化に応じて、必要と判断される場合には介護支援専門員へケアプランの変更提案を適宜行います。
- ・利用者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、常に状態を把握し、多職種との連携を強化します。

4. 行事の実施

【行事企画】

定例行事 …①季節のイベントの立案・実施

②毎月：音楽療法（月2回）開催

不定期行事…①おやつ作り（3ヶ月に一度）

②ケアプランに基づき、外出行事の実施（年2回）

③ボランティア慰問（イベント企画を不定期で実施）

④忘年会（12月の3日間実施）

5. 会議・研修等の開催

（1）会議

- ・デイサービス運営会議

運営状況の報告、行事内容の企画・報告・連絡事項（他部署、運営人事配置等）、

利用者サービス内容検討、課題分析等の情報整理の実施、月々の事業所目標の立案

対象者：全職員 / 開催頻度：月1回

（2）研修

- ・介護技術研修：利用者情報よりケア、介助方法の確認及び介護技術指導の実施

対象者：介護職員、相談員、看護師、理学療法士 / 開催頻度：不定期

- ・入浴介助加算研修：入浴介助に関する基礎的な知識及び技術習得の実施

対象者：介護職員、相談員、看護師 / 開催頻度：年1回

- ・グループ内研修等：職員のレベル向上、スキルアップ研修の実施

- ・BCP研修 / BCPシミュレーション / 開催頻度：年1回

対象者：八幡園全職員

- ・虐待・感染予防研修 / 開催頻度：各 年1回

対象者：八幡園全職員

- ・認知症実践者研修

（3）委員会

- ・行事企画委員会…訪問ボランティア・事業所職員でイベント企画の実施

対象者：相談員、介護員 / 開催頻度：3ヶ月/1回

- ・感染予防委員会 / 開催頻度：年2回

対象者：八幡園各事業所担当者

- ・虐待防止委員会 / 開催頻度：年2回

対象者：八幡園各事業所担当者

- ・感染症委員会（デイサービス） / 開催頻度：不定期（感染症の流行時期）

感染症流行時期に予防と対策、初動対応、処置等基礎知識の研修を実施

対象者：管理者、看護師、相談員、介護職員

- ・事故防止委員会…緊急事案は適宜開催

インシデント・アクシデント報告書をもとに事故状況・対策・検証の実施

対象者：管理者、看護師、相談員、介護職員 / 開催頻度：不定期

6. 避難訓練や地震・火災害・風水害における防災への取り組み

- ・自然災害や感染症などの緊急事態において被害を最小限にとどめ、事業の早期復旧を図れるよう、BCP（事業継続計画）を運用します。全職員を対象とした研修を実施し、過去の災害事例を参考に情報の共有と対策の徹底に努めます。
- ・避難場所や集合場所を明記した避難経路図を、視認性の高い場所に掲示し、日頃から経路の確認を行います。
- ・防災訓練を年2回実施し、避難誘導時に職員が迅速かつ冷静に行動できるよう、日頃から防災備品の設置場所、消火器の点検および使用方法の習熟を図ります。
- ・年2回の訓練結果に基づき、避難確保計画の振り返りと課題の抽出を行い、計画の修正・見直しを継続的に実施することで、組織全体の防災意識を向上させます。

7. 業務遂行における取組

- ・事業計画に基づき、職種間でサービスの実施・進捗状況を定期的に確認します。目標に乖離が生じている場合はその要因を検証し、迅速に対応策を検討・実施します。
- ・運営会議を毎月開催し、職員から業務課題を抽出します。介助方法の検討や多角的な課題解決を図ることで、サービス品質のさらなる向上につなげます。
- ・認知症研修へ積極的に参加し、専門的な知識・技術の向上に努め、認知症を患った利用者の受け入れ体制を強化します。
- ・他職種や専門職と密接な連携を図り、活発な意見交換を行うことで、利用者一人ひとりの状況に合致した最適なサービスを提供します。

8. コストに関する取り組み

- ・営業時間終了後は、不要な照明や空調を停止し、水光熱費の節約および節電に努めます。
- ・物品の購入にあたっては、消耗品を含め各部署の使用頻度等を把握し、過不足のない適正な発注を行います。また、複数の市場価格を比較検討することで、コスト削減を推進します。
- ・発注担当者は定期的に在庫確認を実施し、消耗品の欠品によるサービス品質の低下を未然に防止します。

9. 事業所の稼働管理

稼働目標：70.0%（月平均 21.3 名）

- ・毎月の実績表に基づき、多職種で現状の課題分析および協議を行い、運営の最適化を図ります。
- ・新規利用者の受け入れ体制を整えるため、エリアや車両状況の再検討、提供時間の調整、送迎範囲の拡大を行い、積極的な情報発信に努めます

- ・利用者都合による休みの際は、振替利用等の柔軟な提案を行い、サービスの継続的な提供と稼働率の適正化を図ります。。
- ・利用者、家族、居宅介護支援事業所等と密接な情報共有を行い、要望に対して迅速に対応します。
- ・認知症利用者に対し、作業療法を通じた機能訓練や進行予防のアプローチを強化し、専門的な受け入れ体制を構築することで新規利用につなげます。
- ・地域の居宅介護支援事業所や医療機関等との交流を深め、在宅生活に課題を抱える方などのニーズに応じた支援を展開します。
- ・「持ち帰り弁当」の提供という独自の強みを活用し、利用者の利便性向上に応えるとともに、実費サービスの提供を通じて、安定化を図ります。

2026年度 社会福祉法人寿泉会
サテライト型八幡園認知症対応型共同生活介護事業 事業計画書(案)

1. サテライト型八幡園の運営方針

- ・ 私たちは、認知症を患ってもその人らしく過ごしていけるよう、人生の軌跡を深く理解し、ご本人の「できていること」に光を当てた質の高いケアを実践します。
- ・ 私たちは、ご利用者が当たり前の生活を一日でも長く継続できるよう、常に感謝の気持ちを忘れず、寄り添い、傾聴することで、ご本人の真の願いを汲み取った支援に努めます。
- ・ 私たちは、認知症ケアについてチームで対話を重ね、一ユニットであることの強みを最大限に発揮し、一人ひとりのケアプランに活かすチームケアを徹底します。
- ・ 私たちは、八幡園を支えてくださる地域住民の皆様に親しまれ、地域になくてはならない存在であり続けることを目指します。皆様の協力の下で「集いの場」を提供し、交流を通じていつまでも健やかで安心した暮らしを継続できるよう、温かみにあふれた事業運営に努めます。

2. サテライト型八幡園認知症対応型共同生活介護事業の運営方針

- ・ ご利用者にとって施設が住み慣れた環境となり、孤立することなく共同生活の中で互いに安心できる「安らぎの場」となるよう支援します。また、ご利用者・ご家族と職員が、互いに感謝の気持ちを伝え合える信頼関係を築きます。
- ・ 認知症ケアの実践にあたっては、まず全職員が「認知症」という病気への理解を深めることから始めます。ご利用者の状況を的確に把握し、支援の方向性を十分に検討した上で、介護支援専門員を中心に多職種が連携してケアプランを作成します。
- ・ プランに基づき、職員一丸となってご利用者が自由に自己表現できる環境を整え、お一人おひとりの想いに寄り添ったケアを徹底します。
- ・

3. 認知症対応型共同生活介護事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

(1) 介護部門

- ・ 余暇活動（レクリエーション）の充実を図るとともに、ご利用者の興味や人生の歩み、思い出話に耳を傾け、心身の活性化を促します。
- ・ 車椅子やシルバーカーを使用される方の増加に合わせ、少人数での外出支援（買い物、お地蔵様へのお参り、カフェでのティータイム、季節の果物狩りや花見等）を積極的に実施します。また、疑似体験企画や園芸を通じ、単調になりがちな生活に非日常的な楽しみとリフレッシュの機会を提供します。
- ・ 天候に合わせ散歩の機会を設け、歩行・機能訓練を兼ねて外気に触れることで五感を刺激し、季節の移ろいを感じながら身体機能の維持・向上を実践します。
- ・ ご利用者の人生経験と尊厳を尊重し、安心感のある声掛けに努めます。利用者同士の「馴染みの関係」が築けるよう、職員が架け橋となって支援・見守りを行います。
- ・ 職員間のコミュニケーションを密にし、報告・連絡・相談（報連相）を徹底することでお互いをフォローし合える体制を構築します。
- ・ 適切な呼称と丁寧な言葉遣いを徹底し、ご利用者の尊厳を守るとともに、職員同士が互いに高め合い、注意し合える健全な職場環境をつくります。

(2) 看護部門

- ・ 日常の様子観察やバイタルサインチェックを徹底し、身体症状のわずかな変化を察知することで、早期発見と健康で穏やかな生活の維持に努めます。
- ・ 複数の持病をお持ちのご利用者も多いため、状態変化時には経過観察を強化するとともに、主治医と密接な連携を図ります。病状に関するご家族への連絡や説明については、主治医の指示や判断に基づき、適切に調整・実施します。
- ・ ご家族とのコミュニケーションを大切にし、面会時には日々の様子を丁寧にお伝えします。状態変化の際には迅速に連絡を取り、ご家族の意向を尊重しながら受診調整等を行います。
- ・ 感染症対策として、手指消毒・手洗い・うがい等の基本動作を職員・利用者間で徹底し、周知を図ります。ご家族等の面会者にも協力を仰ぎ、「持ち込まない、感染させない」を目標に、より一層の予防対策に努めます。
- ・ 環境面ではご利用者、職員の接触箇所についてはテーブルや手すり等の消毒の徹底、ホール内の換気、湿温度計にて調節し加湿除湿管理を行います。

(3) 栄養部門

- ・ 安心・安全で心のこもった食事を提供するとともに、摂取量や残食状況を評価し、次回の献立作成や調理方法の改善に反映させます。
- ・ お食事の時間を楽しんでいただけるよう、旬の食材を取り入れ、四季の移ろいを感じられる献立の提供に努めます。
- ・ ご利用者の嗜好、食事制限、摂食・嚥下機能について多職種間で密接に情報共有を行い、お一人おひとりの状態に適した食事を提供します。
- ・ 咀嚼や嚥下の状況に合わせ、食材の大きさや硬さを個別に調整し、安全で食べやすい食事を提供します。
- ・ 体重変化や食事摂取状況から栄養状態を適宜確認し、多職種連携による適切な栄養管理を実施します。

(4) 計画作成担当（ケアマネジメント）部門

- ・ 身体・精神状態を注意深く観察するとともに、利用者および家族の希望や意向を丁寧に汲み取ります。予測されるリスクをケアプランの観察項目へ反映し、日々の記録や情報を活用することで、その人らしい生活が継続できるよう支援します。
- ・ 面会時には日々の様子を細やかに伝えし、施設での生活を共有することで、家族の安心につながります。
- ・ これまでの生活歴を深く理解し、長年歩んでこられた人生を尊重したケアを実践します。環境の変化による利用者の不安や、離れて暮らす家族の心配事に真摯に寄り添い、積極的な声掛けを通じて安心感のある暮らしを支えます。

4. 行事の実施

【行事企画の主眼点（目的・効果）】

- ・ 施設内は空調管理により快適な環境が保たれていますが、一方で季節の移ろいを感じにくい面もあります。そのため、季節行事の開催を通じて昔懐かしい思い出を語り合う「回想法」の手法を取り入れ、幼少期や青年期の記憶を呼び起こすことで、笑顔で過ごしていただけるよう支援します。

- ・遠方にお住まいで来訪が難しいご家族や、感染症対策による面会制限がある場合でも、ご利用者とのつながりを感じていただけるよう工夫します。
- ・施設内での行事の様子を写真で記録し、ご家族の同意を得た上で壁面に掲示します。面会時には、ご利用者の生き生きとした表情や活動の様子を視覚的に共有することで、日々の生活をお伝えし、ご家族に安心と安堵を感じていただけるよう努めます。
- ・あわせて、ご利用者が自然と笑顔になれるような行事や企画のさらなる充実を図ります。

【年間行事予定（案）】

4月…桜散歩、季節の湯「桜湯」、おやつ作り（あん巻き）、こいのぼり工作

5月…端午の節句・季節の湯「菖蒲湯」（園内）、あじさい工作

6月…紫陽花散歩、おやつ作り（フルチェ）、ボランティア（歌）

7月…七夕行事（園内）、風鈴作り（園内）

8月…スイカ割り（園内）、季節の湯「かわり湯」

9月…お月見（園内）、おやつ作り（くずまんじゅう）

10月…津まつり（園外）、ハロウィンイベント（園内）

11月…季節の湯「紅葉湯」、運動会

12月…季節の湯「ゆず湯」、クリスマス会（園内）

1月…鏡開きぜんざい作り、書き初め（一年の抱負）

2月…節分（園内）、バレンタインデーイベント

3月…ひな祭り（園内）、季節の湯「桃湯」、梅見散歩

※かわり風呂も引き続き企画し「ゆず湯や菖蒲湯」、担当者によっては変わり種も考案し五感で感じて頂く企画も検討します。

5. 会議・研修等の開催

（1）会議

・運営会議

開催目的：定例会議にて事故報告及び検討会議、身体拘束防止委員会、行事担当者より実施報告及び当月行事の説明、利用者個別ケア検討会議、連絡事項などの項目を実施。

参加者：全職員を対象（夜勤明け、公休で参加が難しい方を除く）

開催頻度：毎月第1水曜日開催（月1回）

・運営推進会議

開催目的：地域密着型サービス事業所がご家族、地域協力者（自治会長・民生委員）の方々、津市介護保険課職員、包括支援センター職員と連携を図り提供している。

サービス内容：行事等を実施報告や写真掲示を行う事で地域に開かれたサービス展開している。会議内で事業所運営状況の報告、サービスの質の確保、地域との連携の確保などを目的とします。

開催頻度：2ヶ月に1度（奇数月）に開催

（2）研修

・三重県認知症介護管理者・実践者研修

目的：研修に積極的に参加することで認知症の知識を習得、他事業者職員や専門職との意見

交換をすることで気づきや共感を持つことを学ぶ。研修を通じて日々変化する法令や認知症利用者ケアについて理解し、事業所に戻ってからは会議の場などで他職員への伝達（研修報告）を行う事でサービスの質の向上に努めます。

対象者：グループホーム職員/開催頻度：研修第1回・2回（津市開催の際に法人申請する）

・感染予防・対策研修会

目的：季節性感染症拡大防止のため感染対策・メディアやWeb研修を通じて情報の収集、備品の確保など行い、会議等で感染に対する知識の習得の機会を継続します。感染症、疾患、バイタルサイン、救急法、緊急時の対応については看護師が中心となり勉強会を開催し知識及び対処法を学ぶ。緊急の際に職員が落ち着いて対応できるように日頃からのシミュレーションを通じて準備、心構えをします。

対象者：グループホーム職員 / 開催頻度：適宜、研修会を開催

- ・グループ内研修：「医福塾」をグループ内で月2回開催し【身体拘束・感染予防】を各施設の取り組みなどを学び共有することで職員のレベル向上、スキルアップを図ります。

対象者：全職員

（3）委員会

・事故防止委員会（報告会議）

目的：毎月定例会議（運営会議）内で状況報告・事故検討会議を実施。インシデント・アクシデントシートを活用し事故の検証を行い、危険箇所の検討、対応方法の再確認、同じことを繰り返さない、要因や対策を検証、個々の危険管理・認識力の向上に努めます。

参加者：管理者・計画作成担当者・看護師・介護職員 ※夜勤明け、公休者を除く職員

開催頻度：月1回（第1水曜日）

・身体拘束適正委員会

目的：身体拘束について基本的な知識を理解し、いかなる場合であっても「拘束は行なわない」ケアを目指します。生命の維持のため一時的に実施しなければならない場合においても期間や対応方法、拘束解除の予定、取組みを全職員で検証しご利用者の尊厳を守れることを第一に考え説明・同意を得ます。職員間で言葉かけや介助方法、利用者ケアの中で気づかぬうちに行っていることが実は拘束にあたる場合は職員間で声をかけ合い改善できるようにし、個々に身体拘束についての知識の習得を行います。定期的に職員に問いかけ身体拘束とは何か、どのような発言や対応方法が拘束に繋がるのか確認しながら全職員で把握ができるようになることを目的に実施します。

参加者：管理者・計画作成担当者・看護師・介護職員

開催頻度：1回/3ヶ月

（4）その他

虐待防止委員会、権利擁護委員会、倫理委員会（職務規定等）については、適宜委員会を開催し専門性の知識を取得する。月1回の運営会議の際に研修資料を作成し、職員間で情報の共有を行う事で意識付けを行います。

参加者：管理者・計画作成担当者・看護師・介護職員

開催頻度：1回/3ヶ月

6. 防災への取り組み

- ・風水害避難訓練（年1回予定）：台風や津波による災害を想定し、避難行動の確認および避難準備を行います。災害時の備蓄品の管理、避難経路および集合場所を全職員が確実に把握します。
- ・火災・地震避難訓練（年1回予定）：非常時の防災意識の向上および動作確認を行い、日頃から備えることで、緊急時にも落ち着いて行動できるよう訓練を重ねます。避難経路、避難場所、非常時連絡網、消火器などの備品の設置場所を全職員で共有し、万全を期します。
- ・夜間防災訓練：夜間想定での緊急連絡網の確認および連絡方法の習得を実施します。
- ・災害時の行動指針：職員が落ち着いて対応できるよう、手順を一目で把握できる「フローチャート」を作成し、視認性の高い場所に掲示します。火災・地震・津波等の災害種別に応じた避難場所や連絡系統の実施手順に基づき、実地訓練を積み重ねます。
- ・BCP（事業継続計画）の連動：防災訓練の実施にあわせ、実際の動きに基づき計画の修正・改善箇所を見直すことで、より実効性の高い内容に更新します。机上訓練やシミュレーションを通じて課題を抽出し、解決策の検討を行うことで、計画の精度向上を図ります。

7. 業務遂行における取組

- ・ご利用者へ適切な認知症ケアを提供するため、チーム一丸となって知識・技術の習得に努めます。毎月の定例会議では、ご利用者の状態変化や言動を細やかに共有し、必要に応じてケア内容の検証・変更を行います。
- ・ケアプランの実施状況を常に確認し、職員間で改善案を出し合います。介護支援専門員を中心にプランの変更・再設定を行い、ご利用者やご家族の同意を得た上で実行し、一定期間ごとにその効果を評価します。
- ・認知症の進行予防のため、日々の生活の中で五感を刺激し、潤いのある生活を送れるよう支援します。レクリエーションを通じた散歩で外気に触れ、季節の移ろいを肌で感じていただきます。
- ・季節行事を通じて懐かしい記憶を呼び覚ます「回想法」を取り入れ、心の活性化を図ります。余暇時間がマンネリ化しないよう、職員それぞれの特技を活かした歌や体操などの多様なレクリエーションを実施します。
- ・ご利用者の表情や活動の様子をケース記録へ詳細に記載し、小さな変化から「気づき」を見つけ出せるよう、観察力の向上に努めます。

8. コストに関する取り組み

- ・室温・湿度をこまめに確認し、適切な換気を行いながら、空調機の効率的な運用（24時間連続運転の抑制）に努めます。
- ・備品・物品等の適正な購入を徹底し、節約への意識向上と適切な在庫管理・使用管理を行います。
- ・不要な照明や空調はこまめに消去し、エネルギー消費の削減を図ります。
- ・業務の効率化を推進することで残業を削減し、原則として所定労働時間内に業務が終了できるよう職場環境を整えます。

9. 事業所の稼働管理

稼働目標：98.0% / 9床満床の維持を図る。

- ・看護師を中心に体調管理に努め、早期の対応・日々の観察を行います。状態変化時には看護師から、主治医に相談し早期対応に努めます。
- ・稼働管理を行う際に空室を作らないよう、定期的に申込利用者のデータ整理を行う事で問い合わせの際に待機者数の伝達、調査・契約時にはスムーズに繋がられるよう努めます。
- ・グループ事業との連携を図り、入居者の状態変化や特養への移行が必要となった際には同グループ事業所相談員と連絡を密にして双方に空き状況が無いよう準備調整を行います。

2026年度 社会福祉法人寿泉会 津中部東地域包括支援センター事業計画書（案）

1 運営方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のための援助を行います。これにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する地域の中核機関として役割を果たすため、以下の3つの視点を軸とした地域包括支援体制を確立します。

（公益性の視点）

地域における介護・福祉行政の一翼を担う『公益的な機関』として、公正性及び中立性の確保に努めます。

（地域性の視点）

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、圏域の地域特性や実情を踏まえた事業運営を行います。

また、地域ケア会議等による協議の場を通じて地域住民や関係団体、サービス利用者や事業所等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて取り組みます。

（協働性の視点）

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などがそれぞれの専門性を活かせるよう、相互に情報を共有します。さまざまな相談に対して「チーム」として対応することを基本とし、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員などの関係者と連携を図りながら活動します。

さらにヤナセメディケアグループの基本理念「仁愛の心をもって健康医療を行います」を基軸とし、より効果的な医療支援および生活支援の実施が可能となるよう努めます。まごころをもって対応し、人生を楽しんでいただけるよう、きめ細やかな支援方法の充実を図るとともに、地域と交流を深め、調和の取れた親しまれるセンターづくりを目指します。

2 事業内容

地域包括支援センターは、目的を実現するために運営方針に基づき、次の事業を実施します。

（1）総合相談支援業務

①実態把握

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、心身の状況およびその家族の状況などを把握するとともに、介護ニーズなどの評価を行います。

②総合相談業務

保健・福祉サービスおよび介護保険サービスなど、高齢者に必要な社会資源を把握し、利用方法に関する情報の提供および利用の啓発に努めます。介護などに関する各種問い合わせや複合的な課題がある世帯に対しても、電話相談や自宅訪問などを行い状況を確認し、必要な機関・サービスなどにつないでいきます。高齢者またはその家族の保

健・福祉サービスの利用申請手続きなど、利用者の立場に立って調整します。相談内容に応じて、津市関係各課と適切に連携を図るとともに、対応の進捗状況を津市地域包括ケア推進室に適宜報告します。

（２）権利擁護業務

①成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法律的行為など高齢者の権利や財産を守るため、日常生活自立支援事業や成年後見制度が円滑に利用できるよう、成年後見サポートセンターや関係機関と連携・協力し、必要に応じた支援を行います。

②高齢者虐待の対応

高齢者虐待の事例を把握した場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律等に基づき速やかに当該高齢者等と面談し、状況を確認、地域包括ケア推進室に報告・協議を行います。高齢者の生命に危機が生じると判断した場合は、高齢福祉課に状況を報告し、警察や医療機関等の関係機関と連携していきます。

虐待の早期発見および防止のため、地域住民に対して虐待に関する出前講座を行います。また、虐待の未然防止や適切な対応に資するため、『津市指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法基準等に関する条例』に規定される取り組みの実施に努めます。

③消費者被害防止

消費者被害防止のため、被害事例等の情報が入った場合は、関係機関や地域住民に対して情報を周知するよう努めます。地域住民に対して消費者被害に関する出前講座を行うほか、必要に応じて消費者センターや警察と情報交換を行い、在宅介護支援センターや各地域包括支援センター、民生委員、介護支援専門員等に情報提供を行います。

④権利擁護における自己啓発

各職員が権利擁護に関する様々な研修に積極的に参加し、専門知識の習得および自己啓発に努めます。

（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①介護支援専門員に対しての後方支援

- ・介護支援専門員からの相談に対し、共に考える姿勢を持って良好な関係性を構築し、相談しやすい地域包括支援センターを目指します
- ・多重課題のあるケースに対して具体的な支援方針の検討および助言を行い、必要に応じて個別ケア会議を開催します
- ・地域ケア会議などを通じて、自立支援に資するケアマネジメントの手法や、ケアプラン作成などの支援を行います
- ・介護支援専門員の日常的な業務が円滑に実施できるよう、ケアマネジャー相互の情報交換を行う場を設定します。

②困難事例の対応

介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、助言などを行います。

③ネットワークの構築

地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係者等との連携を図ります。また、地域ケアネットワーク会議等を活用し、ネットワークの構築と顔の見える関係づくりを行っていきます。介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が、有機的に連携できるよう環境整備に努めます

（４）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

①地域におけるネットワークの構築

相談時に適切な情報を提供できるよう、地域の社会資源の機能や役割を把握します。また、幅広い総合相談に対応できるよう、社会福祉協議会や民生委員等と協働し、ネットワークの構築を図ります。

連携体制を支える共通基盤である「多職種協働による地域包括支援ネットワーク」の構築に向け、さまざまな関係機関との連携に努めます。

②在宅医療と介護の連携

地区医師会や医療機関との連携に努め、地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう支援方法を検討します。

③複合的課題について

認知症高齢者の家族やヤングケアラーなどの家族介護者、および複合的な課題を抱える世帯を支援する観点から、他分野の関係機関との連携を強化していきます。

（５）介護予防普及啓発事業

- ・ 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット等の配布や年間スケジュールに沿った講座の開催に努めます
- ・ 担当地域で行われる介護予防事業へ参加・協力するとともに、市が開催する介護予防教室に市民が参加できるよう、事業実施担当者と連携を図ります。
- ・ 介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材育成、および地域活動を行う組織の育成・支援を行います。
- ・ 介護予防に関する知識又は情報、各担当者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体（介護予防手帳等）を活用していきます。
- ・ センターの総合相談支援事業や本人・家族等からの相談を通じて、閉じこもり等により支援を必要とする方を把握し、介護予防活動へつながる援助を行います。

（６）在宅医療・介護連携推進機関との協働

- ・ 高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることを目的として、地区医師会、医療機関、在宅医療・介護連携推進機関等との連携を図ります。
- ・ 在宅医療・介護連携推進機関による研修会等へ積極的に参加し、各職員の相談支援能力の向上に努めます。
- ・ 各職員がACPに関する研修等に参加して理解を深め、出前講座や「心づもりシート」等を活用することで、ACPの必要性について地域への周知を図ります。
- ・ 「心づもりシート」を積極的に活用し、居宅介護支援事業所への委託時にACPの概念を共有するなど、継続的な支援につなげていきます。

(7) 生活支援コーディネーターによる社会基盤整備との協働

- ・高齢者の自立した日常生活および介護予防等を目的として、生活支援コーディネーターや地域の協議体と連携し、高齢者のニーズや社会資源について定期的に協議を行います。
- ・地域ケアネットワーク会議を年1回以上開催します。地区ごとの現状や強み、ニーズをきめ細かく把握することで、課題解決を目指します。
- ・地域サロンや「地域ふれあい祭り」等のイベントへ積極的に参加し、地域包括支援センターの周知を図るとともに、地域関係者との良好な関係性を構築します。

(8) 認知症への総合的な支援

①総合相談支援

- ・認知症の早期における症状悪化を防止するための支援を行います。認知症またはその疑いのある高齢者に対し、総合的な支援を行うべく、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症疾患医療センター、医療機関等の各種関係機関と連携を図ります。
- また、高齢者やその家族からの相談に対し、適切な助言を行うなど必要な支援に努めます。

②認知症サポーター養成講座の企画・開催

- ・認知症の基礎知識や対応方法を学ぶため、キッズサポーターや職域サポーターも含めた地域住民等を対象とした「認知症サポーター養成講座」を計画的に開催します。年間2回以上の開催、および養成人数50人以上の達成を目指します。
- ・津市の「チームオレンジあしたば」の担い手養成を目的とした、認知症サポーターステップアップ講座の周知を行います。

③研修等の参加

- ・認知症地域支援推進員および認知症疾患医療センター等が主催する会議や研修会等に積極的に参加します。

④チームオレンジとの連携

- ・地域における「チームオレンジあしたば」の活動促進を目的として、チームオレンジコーディネーターと適宜連携を図ります。

(9) 地域ケア会議の開催

- ・津中部東地域包括支援センターが主催する地域ケア個別会議を、年間10回以上開催します。
- ・開催にあたっては関係者が参加しやすいよう、会議の目的や趣旨について適宜説明を行います。
- ・地域ケア会議の運営においては、「地域ケア会議運営マニュアル」に基づき、適切に実施します。
- ・支援困難ケースに対する支援の在り方を検討するとともに、介護支援専門員等による自立支援に資するケアマネジメントの質の向上につながる会議の開催に努めていきます。
- ・従前の地域ケアネットワーク会議を社会福祉協議会と共催し、地域の現状の把握、課題の解決を目指します。

(10) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、基準を緩和したサービスや住民主体のサービス、短期集中サービスなどを適切に組み合わせます。要支援者および事業対象者がその能力を最大限に発揮し、心身の状態に応じたサービスを自ら選択できるよう、必要な援助を行います。

(1 1) 指定介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業

- ・指定介護予防支援及び第 1 号予防支援は、対象となる要支援者及び基本チェックリスト該当の事業対象者が介護予防サービス、総合事業、一般介護予防事業等の適切に利用できるよう、支援計画書の作成や介護予防ケアマネジメントを実施します。あわせて、計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、事業所等の関係機関との連絡調整等を行います。
- ・計画等作成を委託する場合は、委託する指定居宅介護支援事業所における居宅介護支援の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう、業務量について十分に配慮するとともに、事務の簡素化を図り、事業所や利用者の負担軽減に努めます。
- ・要支援認定を受けた利用申込者および事業対象者の受付を行い、契約を締結します。
- ・利用者宅を訪問し、利用者および家族に対してアセスメントを行います。同意を得た後に計画を作成し、交付します。
- ・サービス提供に際し、事業所等に対して適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。
- ・必要に応じて利用者と面談し、計画の実施状況を把握するとともに、達成状況の評価を行います。
- ・サービス利用実績に基づき、介護報酬の請求を行います。また、算定要件を満たしていることを確認のうえ、初回加算や委託連携加算などの請求を行います。

(1 2) その他

- ・市が行う高齢福祉事業を把握し、高齢者の地域における自立した日常生活を支援するために活用するとともに、市との協力・連携に努めます。
- ・「生活介護支援サポーター事業」などのボランティアとの協働事業においては、市との連携の下、活動支援等を行い、既存のサービスでは埋められない身近なニーズへの対応を図ります。

3 緊急時の対応

- ・センター開設時間外（休日・祝日・夜間）においても、緊急時に迅速な連絡が取れるよう、あらかじめ関係機関等との連絡方法や対応手順を定めます。緊急時の連絡先を市に届け出ること、夜間や緊急時の対応に万全を期します。また夜間・休日については時間外担当携帯へ転送になるように設定します。

4 業務継続計画について

- ・業務継続計画（BCP）を策定するとともに、当該計画に従い、職員に対して必要な研修およびシミュレーションの実施に努めます。
- ・感染対策を強化し業務の円滑な履行を確保する観点から、業務の特性に応じた感染予防に努めるとともに、職員の健康管理を徹底します。

- ・虐待の発生または再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施など必要な措置を講じます。

5 関係機関・団体との連携

- ・委託業務の円滑な実施を図るため、津市関係各課をはじめ、保健所、警察署、消防署、県内の認知症疾患医療センター、津市社会福祉事務所、津市社会福祉協議会、各種ボランティア団体、自治会などの関係機関と密接な連携を図ります。

6 個人情報の保護

- ・個人情報に関する法令等を遵守し、当センターが実施するあらゆる事業において個人情報の適切な保護と管理を徹底します。
- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書において管理簿を作成して適切に把握・管理します。

7 苦情対応

- ・センターに寄せられた苦情等については、その内容や対応経過を遅滞なく記録します。また、必要に応じて速やかに市へ報告するとともに、再発防止に向けた改善を図ります。

8 コストに関する取り組み

- ・整理整頓と適切な取り扱いを徹底し、物品の破損や紛失の防止に努めます。
- ・消耗品については、適切な在庫管理を行い、適正な利用および購入に努めます。
- ・省エネルギーの観点から、節電や節水を推進し、資源の有効活用を図ります。

9 会議・研修等の開催

(1) 会議

- ・包括支援センター会議(月1回)：部署内会議(適宜)、継続ケースについての検討。
- ・代表カンファレンス(月1回)：包括が関わっているケースを検討。
- ・各部会：センター長会議、保健師部会、主任ケアマネジャー部会、社会福祉士部会
- ・地域密着型サービス事業所運営推進会議(12事業所)

(2) 研修

- ・長寿社会開発センターや包括、在会協等が実施する研修に参加します。
- ・職員のスキル向上のためさまざまな研修会や事例相談会に積極的に参加します。

10 重点目標

① 包括支援センター周知啓発・高齢者宅見守り訪問

- ・おたっしや訪問…津中部東地域包括支援センターの周知と問題の早期発見を目的に令和8年度も引き続き育生地区における民生委員不在エリアを中心に自宅訪問を行っていきます。
- ・周知活動…令和8年度も津中部東地域包括支援センターのエリアにある病院や薬局や老人福祉センター等にチラシ等の配布や掲示を依頼し周知活動を行っていきます。

② 協議体の構築

- ・地域におけるネットワーク構築…地域の協議体発足に向けて地域関係者との関係作りを目指し、地域サロンや地域のふれあい祭り等のイベントに参加していきます。

2026 年度 社会福祉法人寿泉会 しおりの里地域密着型介護老人福祉施設事業 事業計画書（案）

1. しおりの里の運営方針

- ① 私たち、しおりの里の使命・しおりの里の存在目的
ささえを必要とする、これからささえを必要とされる地域の皆様へ、思いやりといつくしみの心をもって健康医療（介護と医療の融合）を行います。
- ② 私たちが創るしおりの里
 - ・「複合型介護施設群 しおりの里」として、常に前向きに、困難にはチームで立ち向かい、人々の幸せに貢献します。
 - ・多職種の専門分野を活かし、満たされた暮らしの実現をサポートします。
 - ・介護と医療が融合した複合型介護施設群として成長を続けます。
- ③ 私たち、しおりの里職員が大切にしていくこと
 - ・思いやりと慈愛の心を持って誠実に接します。
 - ・人のいたみに気づくことができるよう共感的に関わります。
 - ・他者に対して感謝の気持ちを持ち続けます。
 - ・できること、わかることに着目して利用者様の望みを満たすことができるよう最善を尽くします。

2. しおりの里特別養護老人ホームの運営方針

『入居者様が「その人らしく」安心して暮らせる施設を目指します』

- ① 個別ケアの提供
 - ・入居者様一人ひとりの意向や価値観を尊重し、「24 時間シート」を活用して生活リズムを可視化します。
 - ・多職種による情報共有と統一したケアを実践し、その人らしい生活の継続を支援します。
- ② 家族様とのつながりを大切に
 - ・入居者様とご家族が、安心して過ごせる環境を整備します。
 - ・定期的な情報提供や面談機会を確保し、信頼関係の構築と双方向の情報共有を図ります。
- ③ 看取りケアの充実
 - ・アドバンスケアプランニング（ACP）を実践し、入居者様および家族様の意思を尊重した支援を行います。
 - ・多職種が連携し、不安の軽減に努めながら、穏やかな最期を迎えられる体制を整備します。
- ④ 各部門の役割を明確化
 - ・施設内各部門の責任と役割を明確にし、連携体制を強化します。
 - ・職員一人ひとりが理念を理解し、自律的に行動できる組織づくりを進めるとともに、報告、連絡、相談を徹底し組織力の向上を図り、入居者様に安心して生活していただけるケアの提供を目指します。

3. しおりの里特別養護老人ホームとしてのケア等（サービス提供等）への取り組み

(1) 介護部門

- ① 入居者様の生活支援

- ・入居者様の状態を観察し、多職種と連携しながら充実した生活をサポートします。

② 記録の徹底

- ・入居者様の状態や思いを関わりの中から汲み取り、記録に残し、今後のケアに活用します。

③ 業務内容の問題解決のための協議

- ・ユニット会議等で意見を出し合い、課題解決に努めます。

④ 家族様への報告

- ・面会時に生活の様子を報告します。
- ・入居者様の生活の様子を、写真付きの手紙で家族様へ報告します。

(2) 看護部門

① 医療情報の集約・発信

- ・業務の振り返りと精査を行い、看護知識を多職種に情報発信、共有に努めます。
- ・外部医療機関との連携に努めます。

② 感染症対策の強化

- ・安全衛生情報を職員へ発信し、指針の整備・見直しを適宜実施します。
- ・感染症発生時の対応策を、継続して検討します。

③ 看取りケアの充実

- ・終末期には、入居者様の意向を尊重し、ご家族の同意のもと、多職種と協働し看取りケアを実施します。

(3) 機能訓練部門

① 日常生活動作・機能評価の実施

- ・個々のニーズや生活目標に応じた評価を行い、根拠に基づいた個別機能訓練を実施します。
- ・必要に応じて日常生活動作（ADL）および身体機能・精神機能の評価を実施し、その方らしい生活の継続が図れるよう、多職種と連携を図ります。

② 環境面でのサポート

- ・現在行えている日常生活動作（ADL）や身体・精神機能の維持・向上を目指すとともに、安心・安全に生活できるよう、環境面の評価を行い、多職種と協働して適切にアプローチします。

③ レクリエーション・アクティビティの実施

- ・小集団でのレクリエーションを安全に実施し、心身機能の維持・向上および他者交流の機会を確保します。

④ 介助の安全性向上

- ・介助時の事故防止を図るため、本人および介助者が安心・安全に介助を行えるよう、適切な介助方法の検討、環境設定の見直し、福祉用具の選定・提案を行います。

(4) 栄養部門

① 栄養状態の改善

- ・低栄養（BMI18.5未満）の改善をします。
- ・多職種と連携し、褥瘡がある方や栄養状態の改善が必要な方への栄養補助食品の検討を行います。

② 災害時の栄養管理

- ・各種災害を想定したマニュアルの整備に努めます。
- ・非常食の検討、在庫管理（ローリングストック）をします。
- ・非常食の保管場所や使用方法を他職種と共有（研修や炊きだし訓練等の実施）をします。

③ 食の楽しみの提供

- ・ユニット職員と協力し、食に関する行事を開催します。
- ・入居者様の誕生日に誕生日カードの作成、赤飯の提供をします。
- ・季節や行事のポスター、ランチョンマットの作成をします。

(5) 相談援助・ケアマネジメント部門

① 情報共有と信頼関係の強化

- ・入居者様や家族様と情報共有し、信頼関係の強化に努めます。
- ・事故や苦情発生時には迅速に対応し、関係機関と細かく情報共有を実施します。

② 終末期の支援と看取りケア

- ・終末期には、入居者様及びご家族の意向を尊重し、多職種と連携して安心できる看取りケアを提供します。
- ・看取りプランを通じてデスエデュケーションに努めます。

② 多職種との連携強化

- ・入居者様の思いや能力を理解し、出来ることは継続し、出来ないことには適切な支援を行います。
- ・多職種と連携し、入居者様の不利益を防ぎながら適切な支援を提供します。

4. 行事の実施

① 「食べる」「聴く」「観る」を楽しむ企画の提供

- ・食に関する行事、ドライブや花見等観賞を楽しめる行事を企画・実施します。

② 家族様とのつながりを深める取り組み

- ・入居者様の様子を撮影し、ご家族同意のもと、写真を居室に掲示、手紙の送付、行事で作成した作品を面会時にプレゼントする等、家族様との関わりの機会を提供します。

③ 行事委員会の支援強化

- ・行事委員会が行事担当者を補助し、行事の企画・立案・実施をサポートします。

行事実施月及び行事名等	
4 月	季節行事（春）
5 月	季節のおやつ作り（春）
6 月	外出行事
7 月	季節行事（夏）
8 月	季節のおやつ作り（夏）
9 月	しおりまつり
10 月	季節行事（秋）
11 月	季節のおやつ作り（秋）
12 月	クリスマス会&忘年会
1 月	季節行事（冬）

2月	季節のおやつ作り（冬）
3月	外出行事
月例 … 音楽療法 季節の飾りつけ 地域イベントボランティアの受入 不定期 … 行事委員会の企画行事	

5. 会議・研修等の開催

(1) 会議

① 運営会議（1回/月）

管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議。

② ユニット会議（1回/月）

ユニット運営に関する会議。

③ 介護リーダー・ユニットリーダー会議（1回/月）

ユニットリーダー職以上の介護内容に関する会議。

④ 看護会議（1回/月）

事業所内看護職員の看護内容に関する会議。

⑤ チームミーティング（適時）

入居前の情報共有、入居者様のケアプラン等を共有する会議。

⑤ 地域密着型サービス運営推進会議（1回/2ヶ月）

入居者ご家族、自治会長、民生委員、市職員等に対し、提供しているサービス内容等を報告、情報交換に関する会議。

(2) 研修

① 感染症に係る研修（1回/年）

感染症予防及び蔓延防止のため。

② 介護力向上研修（1回/年）

基本的、応用的介護技術の習得、福祉用具の活用、環境調整に関する知識の習得のため。

③ コンプライアンス研修（1回/年）

法令及びグループ内のルール遵守のため。

④ 権利擁護（身体拘束・人権・虐待防止）に関する研修（1回/年）

⑤ 褥瘡予防に係る研修（1回/年）

⑥ リスクマネジメント研修（1回/年）

⑦ 各専門職による内部研修（5回/年）

テーマ別に実施、専門性を活かす。

※上記研修については、外部講師を招聘して開催することも検討します。

※その他、外部研修への参加を行います。

(3) 委員会

① 身体拘束・権利擁護委員会（1回/月）

身体拘束及び権利擁護に関わる内容を検討。

② 衛生管理・感染症対策委員会（1回/月）

感染症予防及びまん延防止に関する啓発、マニュアル見直し。

- ③ 事故防止委員会（1 回/月）
事故予防・再発防止策の検討。
- ④ 褥瘡予防・対策委員会（1 回/月）
発生の予防に努めること、褥瘡の危険因子を評価すること、褥瘡の早期発見及び褥瘡に関する知識・意識の向上を図る。
- ⑤ 行事広報委員会（1 回/3 ヶ月）
ユニット内行事、事業所全体行事の企画・実施等の検討。
- ⑥ 入居判定委員会（1 回/月）
次期入居候補者の選定。

6. しおりの里における防災への取り組み

- ① 安全で確実な避難が出来るよう、しおりの里全事業所が連携し、自然災害を想定した総合防災訓練（消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練等）を消防署との連携を図り、年 1 回実施します
- ② 各事業所においては、入居者様及び通所利用者様の心身機能に配慮した、夜間を想定した災害対策に必要な訓練として、消火訓練、避難誘導訓練等を年 1 回以上実施します
- ③ 地震発生に伴う防災訓練をはじめ、屋内消火栓等を使用した消火訓練、非常放送設備を使用した傾聴訓練等を通じて防火・防災意識の向上に努めます
- ④ 火災等の防止対策として、消防用設備等の自主点検を毎月 1 回実施します
- ⑤ 大規模災害時における地域等（地域住民・地元企業）との協働による応援体制に向けた検討を進めます

7. BCP（事業継続計画）における取り組み

自然災害や感染症における緊急事態に遭遇した場合において、施設の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を図れるよう、防災対策委員会及び衛生管理・感染症対策委員会と協働し、平常時から研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

- ・自然災害 研修（年 2 回）、訓練（年 2 回）
- ・感染症 研修（年 2 回）、訓練（年 2 回）

8. 業務遂行における取り組み

- ① ハラスメント対策の強化
 - ・性的言動や優越的關係を背景とした行為を防止し、健全な就業環境を維持します。
- ② 虐待防止への取り組み
 - ・虐待につながる行為を職員が考え、会議や研修で意見交換を実施します。
 - ・定期的に防止策を検討、共有します。
- ③ 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の実践
 - ・仕分け、廃棄、収納の 3 ステップで整理整頓をします。
 - ・清掃計画を立て、業務に組み込む。（ケアサポーターの業務見直し含む）
 - ・物品配置を明確化し、マナーやルールを遵守する環境を整備します。
- ④ 情報伝達力の向上
 - ・分かりやすい説明と理解の確認をします。
 - ・伝達の仕組みを確立し、情報伝達ツールを活用します。

- ・掲示物の場所、期間を明確に設定します。

9. コストに関する取り組み

① 費用対効果の重視

- ・費用が発生する際は、常に費用対効果の視点で検討します。

② 設備や備品の破損防止

- ・職員の不注意や乱暴な扱いによる破損を防ぐため、使用方法や環境を確認し、破損理由を分析・共有し再発防止に努めます。

③ 消耗品の適正管理

- ・適切な使用を心がけ、在庫管理を徹底し無駄をなくします。

④ 光熱水費の節約

- ・電気の消し忘れ、水道の無駄使い、冷暖房の適正管理など、職員一人ひとりが意識して節約に取り組みます。

⑤ 時間外勤務の削減

- ・時間外勤務の原因を分析し、業務内容の見直しを行うことで、時間外勤務の削減を図ります。

10. 事業所の稼働管理における取り組み

稼働目標：98.0%

① 入所順位の見直しと次期入居者様の確定

- ・月1回入所順位を見直し、次期入居者様を決定します。
- ・入院外空床を減らすために、待機者の意向確認や情報収集を行い、事前面談の実施、関係機関との連携強化等を継続し、円滑な入居調整に努めます。

② 入院者の状況確認、ご家族・関係機関との連携強化

- ・入院者の発生を最小限に抑えるため、多職種職と連携し、入居者様の体調変化の早期発見、早期対応に努めます。
- ・退院許可後、迅速に調査し、最短で受け入れを調整します。
- ・空床削減のため、短期入所事業所と連携し、空床利用を進めます。

2026年度 社会福祉法人寿泉会 しおりの里第一及び第二短期入所者生活介護事業 事業計画書（案）

1. しおりの里の運営方針

①私たち、しおりの里の使命・しおりの里の存在目的

ささえを必要とする、これからささえを必要とされる地域の皆様へ、思いやりといつくしみの心をもって健康医療（介護と医療の融合）を行います。

②私たちが創るしおりの里

- ・「複合型介護施設群 しおりの里」として、常に前向きに、困難にはチームで立ち向かい、人々の幸せに貢献します。
- ・多職種の専門分野を活かし、満たされた暮らしの実現をサポートします。
- ・介護と医療が、融合した複合型介護施設群として成長を続けます。

③私たち、しおりの里職員が大切にしていくこと

- ・思いやりと慈愛の心を持って、誠実に接します。
- ・人のいたみに気づくことができるよう共感的に関わります。
- ・他者に対して感謝の気持ちを持ち続けます。
- ・できること、わかることに着目して利用者様の望みを満たすことができるよう最善を尽くします。

2. しおりの里短期入所生活介護事業所の運営方針

「初心」を大切にする気持ちを継続し、利用者様に「寄り添い」、共に「成長」し「質」を高め、「生活」の継続が図れる短期入所事業を目指します。

- ・「初心」高齢者の皆様の思う「まごころ」を常に持ち続けます。
- ・「寄り添い」真摯に向き合う、誠実に向き合います。
- ・「成長」気づくことで、解決方法を見つけていきます。
- ・「共に」とあるように、当短期入所生活介護事業所をご利用いただく皆様が生活の継続に向け、職員と共に成長できるよう取り組んでいきます。
- ・業種や規模にとらわれず、さまざまな視点から学び、気づきを得られる環境づくりに努めます。
- ・「質（しつ）」内容の良さ、価値、技術、考え方、捉え方、積極性、精度を高めていきます。
- ・「生活」利用者様が望む生活を送る事ができるよう取り組みます。

3. しおりの里短期入所生活介護事業所としてのケア（サービス提供等）への取り組み

(1) 介護部門

①介護職員教育体制の確保。

- ・ユニットリーダーの能力向上を図ります。
- ・職員が共に成長できる教育体制の構築に取り組みます。

②専門職評価にて利用者様一人一人の能力に応じた介護サービスの提供に努めます。

- ・利用者様の観察能力向上を図ります。
- ・利用者様がその人らしく過ごせるよう、「わかること・できること」に着目し、「わかること・できること」が生活の中で実践できるよう促し、必要な介護サービスの抽出を行います。

- ・「わかること、できること」は自身で行っていただき、できないこと、わからないことへの支援を行います。
- ・ユニットケアを確立し、利用者様の情報共有に努め、過剰介護にならないようケアを行います。

③短期入所サービスを繰り返し利用していただけるよう、サービスの充実に努めます。

- ・アクティビティーの充実を図ります。
- ・可能な限り、自発的に活動できるよう施設内の環境を整えます。
- ・返却物の管理を徹底し、確認不足によるトラブルの防止に努めます。

④介護能力の向上を図ります。

- ・チームケアを確立します。
- ・重度対応における身体介護スキルを高めます。
- ・認知症状（軽度～重度）に適したケアスキルを高めます。（パーソン・センタードケアの確立）
- ・技術、知識の習得、自己研鑽に努めます。

(2) 看護部門

①看護職員として、医療情報の集約、発信に努めます。

- ・定期的に業務を振り返り、業務内容の精査に努めます。
- ・看護知識を多職種に情報発信、共有致します。
- ・外部医療機関との連携に努めます。

②感染対策の強化を図ります。

- ・安全衛生に関する情報を、職員へ発信致します。
- ・感染に関する指針の整備、見直しを図ります。
- ・感染症発生時を想定した対応について検討致します。

③看取りケアの充実に努めます

- ・終末期にて、利用者様の意向を尊重し、家族様の同意を得て、多職種と協働し看取りケアを実施します。

(3) 機能訓練部門

機能訓練が必要な方には、在宅生活が継続できるよう、機能訓練指導員にて専門的技術を取り入れた取り組みを行い、その方に見合った援助を行ないます。

①必要に応じて日常生活動作、身体機能、精神機能評価を行います。

②各専門職と連携し評価を行います。

③短期入所利用中に在宅での環境を取り入れ、環境設定を必要に応じて行います。

④本人様の希望される生活を送って頂けるように多職種連携を強化していきます。

⑤ショートステイ利用時は、機能評価を行いリハビリプラン作成し、集団、個別にてご本人にあったリハビリを提供します。

(4) 栄養部門

①栄養状態の改善

- ・低栄養（BMI18.5未満）の改善に取り組みます。
- ・褥瘡がある方への栄養補助食品の検討をします。

②災害時の栄養管理

- ・災害時のマニュアル整備、見直しを行います。
- ・非常食の検討・在庫管理（ローリングストック）をします。
- ・非常食の保管場所や使用方法を他職種と共有（研修や炊きだし訓練等の実施）致します。
- ・災害想定をしたマニュアルの再作成に取り組みます。

③食の楽しみの提供

- ・ユニット職員と協力し、食に関する行事を開催致します。
- ・季節や行事のポスター、ランチョンマットを作成します。

(5) 相談援助・ケアマネジメント部門

①利用者様、ご家族、居宅介護支援事業所と共にその方の社会生活を共有し、よりよい生活が送れるよう支援します。

- ・サービス内容の共有：居宅計画書を基に施設計画書による援助計画の説明、同意、共有を図ります。
- ・社会生活状況に応じた生活提案及び、適正施設の提案による生活支援を行います。
- ・状態変化時には迅速に対応するとともに、情報の共有をはかります。

②各居宅介護支援事業所と連携を図り、利用者様の為に介護事業所として信頼関係の構築に努めます。

- ・利用者様の状況把握を行い、利用の提案やより良い生活の為に提案を行います。
- ・空床状況を共有し、必要としている方の短期入所利用を促進します。
- ・短期入所サービス利用状況の報告を随時行います。

③利用者様が望む社会生活の支援に取り組みます

- ・多職種連携によるプランニング、本人様の意向と専門職による健康支援によってより良い社会生活支援を行います。
- ・健康生活を送る事で、利用者様の幸福感の実現を目指します。
- ・定期的なモニタリングにより、評価を実施します。

4. 行事の実施

①季節を感じ、楽しめるイベント、設えを提供いたします。

②本物（実物）に「触れる」「におう」「聴く」「味わう」「観る」が楽しめる企画を提供いたします。

③季節感、特別感を味わっていただける企画を提供いたします。

◆ユニット行事

行事实施月及び行事名等	
4 月	季節行事（春）
5 月	季節のおやつ作り（春）
6 月	季節の音楽（春夏）
7 月	季節行事（夏）
8 月	季節のおやつ作り（夏）
9 月	しおりまつり
10 月	季節行事（秋）

11 月	季節のおやつ作り（秋）
12 月	クリスマス会&忘年会（冬）
1 月	季節行事（冬）
2 月	季節のおやつ作り（冬）
3 月	季節の音楽（冬春）
月例…	音楽活動 季節の飾りつけ 地域イベントボランティアの受入

5. 会議・研修等の開催

(1) 会議

- ①運営会議（1 回/月）：管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議。
- ②ユニット会議・ケース会議（1 回/月）：施設内での情報共有及び検討。
- ③介護 L・UL 会議（1 回/月）：介護内容に関する会議。
- ④看護師会議（1 回/月）：事業所内の看護内容に関する会議。

(2) 研修

- ①感染症に係る研修（1 回/年）：感染症予防及び蔓延防止のため。
- ②介護力向上研修（1～2 回/年）：基本的、応用的介護技術の習得、福祉用具の活用、環境調整に関する知識の習得のため。
- ③コンプライアンス研修（4 回/年）：法令及びグループ内のルール遵守のため。
- ④権利擁護（身体拘束・人権）に関する研修（2 回/年）
- ⑤褥瘡予防に係る研修（1 回/年）
- ⑥リスクマネジメント研修（1 回/年）
- ⑦ハラスメント防止に係る研修（1 回/年）
- ⑧交通安全に係る教育、研修（1 回/年）
- ⑨衛生管理に伴う研修（1 回/年）
- ⑩サービス提供による事例検討、研修（2 回/月）

※上記研修については、外部講師を招聘して開催することも検討します。

※その他、外部研修（リモート含む）への参加を行います。

(3) 委員会

- ①身体拘束・権利擁護委員会（1 回/月）：身体拘束及び権利擁護に関わる内容の検討。
- ②安全衛生委員会（1 回/月）：ノロウイルスやインフルエンザ、食中毒等の感染症予防及び蔓延防止に関する啓発、マニュアル見直し
- ③事故防止委員会（1 回/月）：事故予防・再発防止策の検討

6. しおりの里における防災への取り組み

- ①安全で確実な避難ができるよう、しおりの里全事業所が一体となり、自然災害を想定した総合防災訓練（消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練等）を消防署との連携を図ることで、年 1 回実施します。
- ②各事業所においては、入居者様及び通所利用者様の心身機能に配慮し、夜間を想定した災害対策に必要な訓練として、消火訓練、避難誘導訓練等を年 1 回以上実施します。

- ③地震発生に伴う防災訓練をはじめ、屋内消火栓等、および非常放送設備を使用した防災訓練等を通じて防火・防災意識の向上に努めます。
- ④火災等の防止対策として、消防用設備等の自主点検を毎月1回実施していきます。
- ⑤大規模災害時における地域（地域住民・地元企業）との協働による支援体制の構築に向け検討を進めます。

7. BCP（事業継続計画）における取り組み

自然災害や感染症における緊急事態に遭遇した場合において、施設の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を図れるよう、防災対策委員会及び衛生管理・感染症対策委員会と協働し、平常時から研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

- ・自然災害 研修（年2回）、訓練（年2回）
- ・感染症 研修（年2回）、訓練（年2回）

8. 業務遂行における取組

①MHT（メディカルホームチーム）を中心に、医療とつながる事業所運営を行います。

- ・予防医療の視点で、利用者様の状態を把握します。
- ・予防医療を要する方には説明を行い、フェニックス健診クリニック及びしおりの里クリニックと連携し医療情報を共有致します。

②ハラスメント対策の強化

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場における性的な言動、または優越的な関係を背景とした言動（業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの）により従業者の就業環境が害されることを防止致します。

③虐待の発生又はその再発を防止するための取組

- ・虐待の防止のための対策を定期的に検討し、共有を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。

④5Sの実践（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）

- ・整理整頓の3ステップの実践：仕分ける、捨てる、収納する。
- ・奉仕の心を高める：環境内容を確認し、清潔に保ちます。
- ・接遇能力の向上：言葉遣い、身だしなみのマナー、ルールを守ります。

⑤情報伝達力の向上

情報が所属職員に確実に伝わるよう工夫し、実践します。

- ・伝達能力の向上：伝える側も伝わらないことを前提に伝える力の向上を図ります。
- ・伝達方法の確立：伝える仕組みを確立し、徹底を図ります。
- ・ハードの活用：伝達システムツールを活用します。情報共有ツールの検討を行います。

⑥チームの向上

- ・各チームで目標を設定し、達成に向け取り組みます。
- ・セルフチェック機能を活用し、自己評価を継続します。

⑦接遇能力の向上

- ・職員の倫理を意識し、利用者様の支援向上に取り組みます。
- ・職員としての行動規範を振り返り、誠実に取り組みます。

9. コストに関する取り組み

- ・費用の発生に対しては、常に費用対効果の視点で検討します。
- ・職員の乱暴な取扱いや不注意などによる破損をなくし、使用や操作方法、周辺環境の確認を行ったうえで、破損理由などを分析・共有し再発予防に努めます。
- ・消耗品等の使用については、適正な使用を心掛けるとともに、在庫管理を適切に行い無駄のないようにしていきます。
- ・光熱水費について、電気の消し忘れ、水道の出しっぱなし、冷暖房の適正な温度管理など、各自が適正使用を意識し節減に努めます。
- ・印刷について、両面の使用、無駄なカラーコピーをしないように取り組みます。
- ・時間外勤務の削減のため、時間外勤務の原因を分析し業務の見直しなどを図ります。

10. 事業所の稼働向上に関する取り組み

- ①利用者様が望む「暮らし」が継続できるよう、在宅、施設の適正を理解し、ヤナセメディケアグループ間の状況共有及び、他機関と連携を図ります。
 - ・ターミナルの方や、重度の認知症の方への意向確認を、本人様主体で提供を行える支援となるよう取り組みます。
 - ・医療機関との連携を行い、支援方針や生活支援の方法の提示、説明、同意、実行のサイクルを実践します。
 - ・在宅継続を意識したりハビリが提供できるよう、体制の見直しを行いセラピストの配置をします。
- ②計画的に職員を採用、育成を行い、「質」の向上に努めるとともに、グループの求めるサービス提供ができる体制の確保及び事業継続に取り組みます。

(第1短期)

稼働目標 80%

(第2短期)

稼働目標 80%

2026 年度 社会福祉法人寿泉会 しおりの里居宅介護支援事業所 事業計画書（案）

1. しおりの里の運営方針

①私たち、しおりの里の使命・しおりの里の存在目的

ささえを必要としたり、これからささえを必要とされる地域の皆様へ、思いやりといつくしみの心をもって健康医療（介護と医療の融合）を行います。

②私たちが創るしおりの里

- ・「複合型介護施設群 しおりの里」として、常に前向きに、困難にはチームで立ち向かい、チームで考え、人々の幸せに貢献します。
- ・多職種の専門分野を活かし、満たされた暮らしの実現をサポートします。
- ・介護と医療が融合した複合型介護施設群として成長を続けます。

③私たち、しおりの里職員が大切にしていくこと

- ・思いやりと慈愛の心を持って誠実に接します。
- ・人のいたみに気づくことができるよう共感的に関わります。
- ・他者に対して感謝の気持ちを持ち続けます。
- ・できること、わかることに着目して利用者様の望みを満たすことができるよう、最善を尽くします。

2. しおりの里居宅介護支援事業所の運営方針

地域の皆様へ感謝の気持ちを持ち、利用者様が「自分でできること」を継続し、自分らしい生活が送れるよう、健康面や生活面等を把握しマネジメントに努めます。

3. しおりの里居宅介護支援事業所としてのサービス提供等への取り組み

（1）相談援助

利用者様やご家族、近隣住民や地域関係者からの様々な相談に対して丁寧に応対し、状況の把握を行うとともに、本人様や相談者自身に必要なサービス・制度の紹介を行います。地域関係者や関係機関と連携し、課題の解決に向けた適切な支援を行っていきます。

（2）ケアマネジメント部門

利用者様やご家族に丁寧に説明を行い、ご理解して頂いた上で、適切なケアマネジメントを進めていきます。利用者様のニーズに答えられるように、アセスメントやモニタリングの技術、向上に努めます。ケアマネジメントを行う上で各自が自覚を持ち、利用者様やご家族に誠意を持って対応にあたります。

（3）苦情対応

居宅介護支援にあたり、苦情に至らぬよう各自が自覚を持ち対応致します。

総合窓口を設置し、苦情に至った際は次の手順で対応を行います。

- ・相手の「心情を理解」してご要望をよく聴き、迅速に行動します。
- ・何が問題になっているか「事実を確認」します。
- ・問題の解決策や代替案などの「解決策を提示」します。
- ・ご指摘やご要望をいただいた際には、お詫びと感謝の気持ちをお伝えし、適切なフォローを行うとともに、事業所内で情報を共有します。

- ・真摯に対応し、ご理解いただけるよう、誠心誠意対応します。

4. 会議・研修等の開催

(1) 会議

- ・事例検討会：4回/年

事例検討、地域の事業所や社会資源、保険医療・福祉の諸制度、利用者の動向などを検討

- ・居宅介護支援事業所会議：1回/月

実績報告、外部研修伝達、勉強会、その他検討事項

(2) 研修

- ・制度、ケアマネジメントに関する向上の勉強会：1回/月、全職員参加。

- ・介護支援専門員の総合相談会：1回/年、全職員参加。

- ・外部研修の参加：2回/3か月。

- ・自己評価：1回/年、全職員参加。

- ・他法人と事例検討会：1回/年、全職員参加。

- ・虐待・身体的拘束対策についての研修・教育の実施(1回/年)

- ・業務継続計画の策定に従って必要な研修(1回/年)

(3) 委員会

- ①虐待防止のための対策委員会(2回/年)

- ②感染症の予防及びまん延の防止のための対策委員会(2～6回/年)

- ③防災委員会(4回/年)

- ④身体的拘束対策委員会(4回/年)

5. しおりの里における防災への取り組み

- ①安全で確実な避難が出来るよう、しおりの里全事業所が連携し、自然災害を想定した総合防災訓練(消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練等)を消防署との連携を図り、年1回実施します。

- ②利用者様の心身機能、居住環境に配慮した防火・防災意識の向上に努めます。

- ③火災等の防止対策として、消防用設備等の自主点検を1回/年実施します。

- ④大規模災害時における地域等(地域住民・地元企業)との協働による応援体制に向けた検討を進めます。

6. 業務継続(BCP)における取り組み

感染症の発生(疑いを含む)や自然災害の際にもサービス提供を継続できるよう、事業所として実施すべき事項を定めて平素から準備を行います。これにより、緊急時の応急対応から平常時への復旧までを計画的に実行し、利用者様への影響を最小限に留める環境を整えます。

(自然災害)

- ・業務継続に向けた計画等の策定を行います。

- ・大規模災害に伴う訓練(シミュレーション)を行います。

- ・法人内の他事業所とも連携を図り、情報共有を行います。

- ・しおりの里全事業所が大規模災害を想定した総合防災訓練を実施(1回/年)し、地域との協働による応援体制の検討をしていきます。

(感染症)

- ・感染症の発生及びまん延予防等に関する取り組みを行います。
- ・感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備いたします。
- ・感染対策委員会を開催（2～6回/年）します。但し、流行している時期は必要に応じて随時開催します。
- ・感染の担当者を設置し、定期的に研修を実施いたします。
- ・訓練（シミュレーション）の実施を行います。
- ・法人内の他事業所とも連携を図り情報共有を行います。

7. 業務遂行における取り組み

①ケアマネジメントの質、向上

- ・毎週の会議や勉強会の実施、情報収集、外部研修の参加、地域ケア会議への参加、多職種連携等を行います。

②ハラスメント対策の強化

- ・利用者様に対して安定した居宅介護支援サービスを提供するため、職場や訪問先における性的な言動、または優越的な関係を背景とした言動（業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの）により従業員の就業環境が害されることを防止致します。
- ・ハラスメント防止のための指針を整備いたします。
- ・ハラスメント防止を徹底する定期的な研修（1回/年以上）を実施します。

③虐待の発生又はその再発を防止するための取組

- ・虐待の防止のための対策、理解を深める委員会開催し、定期的に検討し、共有を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備いたします。
- ・虐待担当者を決め対応への啓発を行っていきます。

④身体的拘束等の適正化への取組

- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備いたします。
- ・身体的拘束等の適正化のための担当者を決め対応への啓発を行っていきます。

8. コストに関する取り組み

- ・裏紙利用や、両面印刷などの工夫で、コピー用紙の節約、経費削減に努めます。
- ・ICT、デジタル化、業務効率化に関する研修に参加し ICT 技術を活用できるように努め、ペーパーレス化を図ります。
- ・ガソリン、時間の節約のため、効率よく訪問することに努めます。
- ・業務を効率化し時間内で業務を終えることができるように努めます（光熱費の削減）。
- ・電話の利用状況を見直し、効率的な活用を図ることで通信費の削減に努めます。

9. 事業所の稼働向上に関する取り組み

- ・地域住民や医療機関等への周知を図るとともに、各地域包括支援センターや各サービス事業所に対し、研修等の機会を通じて積極的に関係づくりを行い、新規利用者様の確保に努めます。
- ・計画作成件数、37 件/名を目標とし取り組みます（職員の雇用形態により目標件数を明確にする）。

2026 年度 社会福祉法人寿泉会 しおりの里通所介護事業 事業計画書（案）

1. しおりの里 運営方針

①私たち、しおりの里の使命・しおりの里の存在目的

ささえを必要とする、これからささえを必要とされる地域の皆様へ、思いやりといつくしみの心をもって健康医療（介護と医療の融合）を行います。

②私たちが創るしおりの里

- ・「複合型介護施設群 しおりの里」として、常に前向きに、困難にはチームで立ち向かい、人々の幸せに貢献します。
- ・多職種の専門分野を活かし、満たされた暮らしの実現をサポートします。
- ・介護と医療が融合した複合型介護施設群として成長を続けます。

③私たち、しおりの里職員が大切にしていくこと

- ・思いやりと慈愛の心を持って誠実に接します。
- ・人のいたみに気づくことができるよう共感的に関わります。
- ・他者に対して感謝の気持ちを持ち続けます。
- ・できること、わかることに着目して利用者様の望みを満たすことができるよう最善を尽くします。

2. しおりの里デイサービスセンター（一般）運営方針

利用者様個々の「想いに向かって」地域につながるデイサービスを目指します。

- ・利用者様個々の想いを大切に、寄り添って、住み慣れた地域での自律生活が継続できるように努めます。
- ・やりがいや楽しみを見つけ、意欲の向上につながるよう支援します。
- ・職員の健康管理を適切に行います。
- ・お互いを尊重し、職務に専念できる職場作りを行って行きます。

3. しおりの里デイサービスセンター（一般）としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

(1) 介護部門

①専門的な知識、技術を用いて多職種と連携し、幅広い課題に対応する役割を担います。

②利用される方の心身状況を把握し、ご家族と情報交換・共有を行います。

- ・利用者様に寄り添い、傾聴し、信頼関係を築きます。
- ・利用者様が抱えているニーズに応えられるように取り組みます。

③入浴計画に基づき個浴を活用し、利用者様の自宅環境に近い入浴介助に努めます。

- ・利用者様が可能な限り自立して入浴できるよう、質の高い個別の入浴介助を促します。

④利用者様のできること、わかることを把握し、自立支援に向けた適切なケアを行います。

⑤介護福祉士取得者の役割として、介護技術の向上、指導や助言、適切な業務、役割の配分等、後進の育成ができるよう努めます。

(2) 看護部門

- ・来所時の健康チェック、全身状態の観察を行い異常の早期発見に努めます。

- ・ご家族からの情報を収集し、多職種と共有致します。
- ・入浴時には、身体状態を把握し多職種と連携しながら情報共有を行い、体調の変化や疾病の早期発見と健康管理を行います。
- ・食事については、嚥下状態、姿勢、食事形態に留意し必要に応じ専門職と連携し、支援を行います。
- ・感染症対策として、感染予防（手指消毒の徹底、マスクの着用、換気、接触箇所の消毒等）に努め、拡大防止に努めます。
- ・利用者様の疾患、生活背景を理解し、フェニックス健診クリニックと情報共有しながら、かかりつけ医診察のサポートを実践します。

(3) 機能訓練部門

- ①自宅での過ごし方や生活環境を確認しつつ、生活に必要な課題を見つけることで、その方に必要なリハビリの提供に努めます。
- ②身体機能面だけでなく、その方の全体像を把握することで、各々が安心・安全に生活できるよう支援します。
- ③状態変化にいち早く気付けるようにし、周りへの配慮や、状態悪化を予防します。
- ④利用者様に関わるサービスや事業所の把握を行い、周りの事業所との情報共有やより良いサービスが提供できるようにします。

(4) 栄養部門

- ・多職種と連携し、食事形態、口腔機能について評価を行い、本人様に合わせた食事形態の提供を行います。
- ・季節の食材を使用し、栄養・疾病・嗜好に配慮し、衛生的で安全な食事を提供します。

(5) 相談援助・ケアマネジメント部門

- ①利用者様・家族様の意向を、真摯に受け止め対応を行います。
- ②その人らしさを引き出しながら、望む生活を送るためのサポートを行います。
- ③利用者様が抱えている望みを引き出すことができるよう、信頼関係作りを行います。
- ④利用者様・ご家族からのご意見や苦情等に関しては、迅速に確認を行い、説明を行います。
- ⑤個々の希望を把握し、可能なことから実現できるよう柔軟な対応を心掛け、より一層満足いただけるサービスの提供を目指します。
- ⑥地域福祉の推進に参加・協力し、地域の中で互いに支え合う関係づくりを進めるとともに、地域に親しまれる開かれた施設づくりに努めます。

4. 行事の実施

- ・季節を感じ、楽しめるイベント、設えを提供致します。
- ・本物（実物）に「触れる」「におう」「聴く」「味わう」「観る」が楽しめる企画を提供いたします。

年間行事（実施月及び行事名）

- ・ご本人が参加したいイベントが選べるよう、提供方法の検討を行います。

- ・ 4 月 春の行楽
- ・ 5 月 あじさい見学
- ・ 8 月 夏祭り
- ・ 10 月 秋の行楽
- ・ 11 月 慰問（演奏会）
- ・ 1 月 初詣
- ・ 2 月 おやつ作り
- ・ 3 月 桜見学

＊その他、外出行事等については、感染症の流行状況等の社会情勢を踏まえ、適宜実施を検討します。

5. 会議・研修等の開催

(1) 会議

- ・ デイサービス運営会議（毎月実施）

各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行います。

- ・ 介護会議（隔月実施）

創作活動や生活リハビリ等を企画し、新たなサービスを利用者様に提供します。

利用者から「行いたいこと」等の希望を聞き取り、可能な限り意向に沿いながら、利用者の利益につながるよう検討を行います。

(2) 研修

- ・ 認知症介護実践者研修、基礎研修

認知症への理解、対応等の基礎知識を身につける。（未取得者対象）

- ・ プライバシー（個人情報）に関する研修
- ・ 虐待防止、身体拘束等の廃止に係る研修
- ・ 倫理及び法令遵守にかかる研修
- ・ リスクマネジメントに関する研修
- ・ 介護サービス質の確保に関する研修

6. しおりの里における防災への取り組み

- ①安全で確実な避難ができるよう、しおりの里全事業所が一体となり、自然災害を想定した総合防災訓練（消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練等）を消防署との連携を図ることで、年1回実施します。
- ②各事業所においては、入居者様及び通所利用者様の心身機能に配慮し、夜間を想定した災害対策に必要な訓練として、消火訓練、避難誘導訓練等を年1回以上実施します。
- ③地震発生に伴う防災訓練をはじめ、屋内消火栓等および非常放送設備を使用した防災訓練等を通じて、防火・防災意識の向上に努めます。
- ④火災等の防止対策として、消防用設備等の自主点検を毎月1回実施していきます。
- ⑤大規模災害時における地域等（地域住民・地元企業）との協働による応援体制に向けた検討を進めていきます。

7. BCP（事業継続計画）における取り組み

自然災害や感染症における緊急事態に遭遇した場合において、施設の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を図れるよう、防災対策委員会及び衛生管理・感染症対策委員会と協働し、平常時から研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

- ・ 自然災害 研修（年2回）、訓練（年2回）
- ・ 感染症 研修（年2回）、訓練（年2回）

8. 業務遂行における取組

①ハラスメント対策の強化

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場における性的な言動、または優越的な関係を背景とした言動（業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの）により、従業員の就業環境が害されることを防止します。

②虐待の発生又はその再発を防止するための取組

- ・ 虐待の防止のための対策を定期的に検討し、共有を図ります。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備致します。

③倫理、行動規範の実践

- ・ 施設運営におけるサービス内容を職員に周知し、よりよいサービスの提供に繋がります。
- ・ 利用者およびご家族との信頼関係を築き、最適なサービスを的確に提供できるよう、「しおりの里」職員が守るべき基本的事項や理念、行動規範について振り返りを行います。
- ・ 職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、風通しのよい職場環境づくりに努めます。

9. コストに関する取り組み

- ・ 消耗品品目の見直し、在庫確認を行い引き続きコストダウンに努めます。
- ・ 本当に必要なものなのか、代替物で対応できないかの確認を引き続き行います。
- ・ 行事等の内容を考え、必要経費の見直しを図ります。
- ・ 業務遂行の効率化を図り時間外労働の見直しや、業務改善に繋がります。

10. 事業所の稼働向上に関する取り組み

- ・ 日頃から利用者やご家族および関係事業所と密に情報共有を行い、信頼関係の構築に努めるとともに、要望等があった場合には真摯かつ迅速に対応し、要望の取りこぼしがないよう努めます。
- ・ 関連機関（主に居宅介護支援事業所）に、デイサービスの事例検討の成功例、検討結果を報告し、新規利用獲得に繋がるよう働きかけを行います。
- ・ 一般型通所介護の稼働率 56%を目標とします。

2026 年度 社会福祉法人寿泉会 しおりの里認知症対応型通所介護事業 事業計画書（案）

1. しおりの里の運営方針

①私たち、しおりの里の使命・しおりの里の存在目的

- ・ささえを必要とする、これからささえを必要とされる地域の皆様へ、思いやりといつくしみの心をもって健康医療（介護と医療の融合）を行います。

②私たちが創るしおりの里

- ・「複合型介護施設群 しおりの里」として、常に前向きに、困難にはチームで立ち向かい、人々の幸せに貢献します。
- ・多職種の専門分野を活かし、満たされた暮らしの実現をサポートします。
- ・介護と医療が融合した複合型介護施設群として成長を続けます。

③私たち、しおりの里職員が大切にしていくこと

- ・思いやりと慈愛の心を持って誠実に接します。
- ・人のいたみに気づくことが出来るよう共感的に関わります。
- ・他者に対して感謝の気持ちを持ち続けます。
- ・できること、わかることに着目して利用者様の望みを満たすことができるよう最善を尽くします。

2. 認知症対応型通所介護事業所の運営方針

地域につながるデイサービスセンターに向けて『適切な認知症ケア』及び『適切なりハビリ』を行います。

- ・認知症の方に特化し、アットホームな雰囲気づくりや、馴染みの場としてご提供できるよう努めます。
- ・認知症に対するケアとして、多職種と連携し、認知症状をより専門的に捉え、個別サービスを軸としたチームケアを目指します。
- ・利用者様が自身の役割を見出すことで幸福感を持って頂けるように働きかけ、自主性を尊重しながらサポートします。
- ・利用者様の出来ること、分かる事を把握し、個々に対応を行う事で、利用者同士や職員等と馴染みの関係をつくりながら、認知症の進行予防や意欲向上につながるよう取り組みます。
- ・安心して在宅での生活が送れるよう社会的孤立感の軽減や、ストレスの軽減、個別機能訓練等の必要な支援を行い、心身機能の維持、向上を図ります。
- ・必要に応じて主治医と嘱託医との連携を図り、認知症治療を行います。

3. 認知症対応型通所介護事業所としてのサービス提供等への取り組み

(1) 介護部門

- ・認知症状などにより記憶が低下し、デイサービスでの過ごし方を思い出せない方でも、心地よい思いを残せる接遇を行い、楽しい雰囲気づくりに努めます。
- ・利用者様の残存機能を活用し、認知機能を維持でき、ご自身主体で行って頂けるように入浴や排泄等の介助を実施致します。
- ・プライバシーに配慮しつつ、排泄ではパターンを把握することで、気持ちよくトイレで排泄が出来るように支援致します。

- ・可能な限り自宅で自立した生活が継続できるよう、認知症の方に適した運動レクや生活リハビリ（配膳、洗濯たたみ等の家事動作）口腔機能訓練を行い、心身機能の維持改善を目指します。
- ・専門的な知識、技術を用いて多職種と連携し、幅広い介護ニーズに対応する役割を担います。
- ・認知症状に応じた対応、医療、リハビリの必要性が高い方への対応や、障害の特性に応じた複合的な支援ニーズを抱えるご家族への対応など、利用される方の心身状況などを把握する力を研修等に参加し身につけていきます。
- ・介護福祉士取得者の役割として、介護技術の向上、指導や助言、適切な業務、役割の配分等、後進の育成ができるよう努めます。

(2) 看護部門

- ・来所時の健康チェック、全身状態の観察を行い異常の早期発見に努めます。
- ・ご家族からの情報を収集し、多職種と共有致します。
- ・入浴時には、身体状態を把握し、多職種と連携しながら情報共有を行い、体調の変化や疾病の早期発見と健康管理を行います。
- ・食事については、嚥下状態、姿勢、食事形態に留意し、必要であれば専門職と連携し、支援を行います。
- ・感染症対策として、感染予防（手指消毒の徹底、マスクの着用、換気、接触箇所の消毒等）、拡大防止に努めます。
- ・利用者様の疾患、生活背景を理解し、フェニックス健診クリニックと情報共有しながら、かかりつけ医診察のサポートを実践します。

(3) 機能訓練部門

- ・認知症対応型デイサービスの役割として、本人のみでなく家族様、外部機関との連携を強化致します。
- ・認知症に対して、適切な対応に努め、必要に応じて医療機関との連携を行い、治療に繋がります。
- ・在宅生活が継続出来るように、在宅生活の様子を把握し、情報収集を行います。
- ・作業療法士のみでなく、多職種と連携し、リハビリを進めていきます。
- ・利用者様の興味・関心や状態に応じた内容を取り入れ、個別性を重視したリハビリテーションの提供に努めます。
- ・機能訓練指導員の技術向上に努めます。

(4) 栄養部門

- ・多職種と連携し、食事形態、口腔機能について評価を行い、本人様に合わせた食事形態の提供を行います。
- ・季節の食材を使用し、栄養・疾病・嗜好に配慮し、衛生的で安全な食事を提供します。

(5) 相談援助・ケアマネジメント部門

- ・家族様および関係事業所との連携を密にし、利用者様の状態に応じた支援体制の整備に努めます。
- ・サービスに関わる重要事項説明書を利用者様及びご家族へ説明し、契約のうえでサービスを

提供します。

- ・苦情窓口を設け、受付時には解決に向け、速やかに対応致します。
- ・個人情報保護法に基づき、適正・慎重に取り扱うための管理体制を構築します。
- ・利用者様、ご家族へ、介護や日常生活全般にわたる相談に応じ、助言を行い、安心して充実した在宅生活の継続の支援を行います。
- ・利用者およびご家族とのつながりが途切れることのないよう、個々の家族状況を把握し、信頼関係の構築に努めながら支援を行います。
- ・利用者様の『できること』『わかること』を把握し、自主性を持てるように多職種と連携し働きかけます。
- ・相談、援助技術の向上に努めます。

4. 行事の実施

- ・季節を感じ、楽しめるイベント、設えを提供致します。
- ・本物（実物）に「触れる」「におう」「聴く」「味わう」「観る」が楽しめる企画を提供いたします。

年間行事（実施月及び行事名）

- ・4月 春の行楽
- ・5月 あじさい見学
- ・8月 夏祭り
- ・10月 秋の行楽
- ・11月 慰問（演奏会）
- ・1月 初詣
- ・2月 おやつ作り
- ・3月 桜見学
- ・ご本人が参加したいイベントが選べるよう、提供方法の検討を行います。
- ＊その他、外出行事等については、感染症の流行状況等の社会情勢を踏まえ、適宜実施を検討します。

5. 会議・研修等の開催

(1) 会議

- ・デイサービス運営会議（毎月実施）
各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行います。
- ・介護会議（隔月実施）
創作活動や生活リハビリ等を企画し、新たなサービスを利用者様に提供します。
利用者から「行いたいこと」等の希望を聞き取り、可能な限り意向に沿いながら、利用者の利益につながるよう検討を行います。

(2) 研修

- ・認知症介護実践者研修
認知症の理解をより深く学び適切な介護が実践できるよう参加を促します。
- ・プライバシー（個人情報）に関する研修
- ・虐待防止、身体拘束等の廃止に係る研修

- ・倫理及び法令遵守にかかる研修
- ・リスクマネジメントに関する研修
- ・介護サービス質の確保に関する研修

6. しおりの里における防災への取り組み

- ①安全で確実な避難ができるよう、しおりの里全事業所が一体となり、自然災害を想定した総合防災訓練（消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練等）を消防署との連携を図ることで、年1回実施します。
- ②各事業所においては、入居者様及び通所利用者様の心身機能に配慮し、夜間を想定した災害対策に必要な訓練として、消火訓練、避難誘導訓練等を年1回以上実施します。
- ③地震発生に伴う防災訓練をはじめ、屋内消火栓等および非常放送設備を使用した防災訓練等を通じて防火・防災意識の向上に努めます。
- ④火災等の防止対策として、消防用設備等の自主点検を毎月1回実施していきます。
- ⑤大規模災害時における地域等（地域住民・地元企業）との協働による応援体制に向けた検討を進めていきます。
- ⑥その他、防犯対策として、津警察署神戸駐在所署員との意見交換等を行います。

7. BCP（事業継続計画）における取り組み

自然災害や感染症における緊急事態に遭遇した場合において、施設の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を図れるよう、防災対策委員会及び衛生管理・感染症対策委員会と協働し、平常時から研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

- ・自然災害 研修（年2回）、訓練（年2回）
- ・感染症 研修（年2回）、訓練（年2回）

8. 業務遂行における取組

①ハラスメント対策の強化

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場における性的な言動、または優越的な関係を背景とした言動（業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの）により、従業員の就業環境が害されることを防止します。

②虐待の発生又はその再発を防止するための取組

- ・虐待の防止のための対策を定期的に検討し、共有を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備致します。

③倫理、行動規範の実践

- ・施設運営におけるサービス内容を職員に周知し、よりよいサービスの提供に繋がります。
- ・利用者様や家族様との信頼関係を築き、最適なサービスを提供する適確に行うために、「しおりの里」職員が守るべき基本的事項、理念及び行動規範の振り返りを行います。
- ・職員の意識改革を図り、風通しのよい職場環境を作ります。

9. コストに関する取り組み

- ・消耗品品目の見直し、在庫の確認を行い、引き続きコストダウンに努めます。
- ・本当に必要なものなのか、代替物で対応できないかの確認を引き続き行います。
- ・行事等の内容を考え、必要経費の見直しを図ります。
- ・業務遂行の効率化を図り時間外労働の見直しや、業務改善に繋がります。

10. 事業所の稼働向上に関する取り組み

- ・認知症対応型通所介護の稼働数 70%を目標とします。
- ・新規利用や利用回数の増回等の取りこぼしがないよう対応するとともに、一般型デイサービスと協議を行いながら、当事業に適した利用者の移行を検討し、実績の向上につなげます。

目標達成の具体策

- ・認知症介護基礎研修や認知症実践者研修を受講し、認知症ケアの専門性の向上を図ります。また、研修で得た知識や情報については職員間で共有し、事業所全体のケアの質の向上に努めます。
- ・認知症ケアにおいては、他職種と連携し、利用者様が自身の役割を見出し、幸福感を持てるよう働きかけながら、個別性を重視したチームケアの実践を目指します。

2026年度 社会福祉法人寿泉会 しおりの里広域型介護老人福祉施設事業 事業計画書（案）

1. しおりの里の運営方針

- ① 私たち、しおりの里の使命・しおりの里の存在目的
 - ・ ささえを必要とする、これからささえを必要とされる地域の皆様へ、思いやりといつくしみの心をもって健康医療（介護と医療の融合）を行います。
- ② 私たちが創るしおりの里
 - ・ 「複合型介護施設群 しおりの里」として、常に前向きに、困難にはチームで立ち向かい、人々の幸せに貢献します。
 - ・ 多職種の専門分野を活かし、満たされた暮らしの実現をサポートします。
 - ・ 介護と医療が融合した複合型介護施設群として成長を続けます。
- ③ 私たち、しおりの里職員が大切にしていくこと
 - ・ 思いやりと慈愛の心を持って誠実に接します。
 - ・ 人のいたみに気づくことができるよう共感的に関わります。
 - ・ 他者に対して感謝の気持ちを持ち続けます。
 - ・ できること、わかることに着目して利用者様の望みを満たすことができるよう最善を尽くします。

2. しおりの里広域型特別養護老人ホームの運営方針

『入居者様が「その人らしく」安心して暮らせる施設を目指します』

- ① 個別ケアの提供
 - ・ 入居者様一人ひとりの意向や価値観を尊重し、「24 時間シート」を活用して生活リズムを可視化します。
 - ・ 多職種による情報共有と統一したケアを実践し、その人らしい生活の継続を支援します。
- ② 家族様とのつながりを大切に
 - ・ 入居者様と家族様が安心して過ごせる環境を整備します。
 - ・ 定期的な情報提供や面談機会を確保し、信頼関係の構築と双方向の情報共有を図ります。
- ③ 看取りケアの充実
 - ・ アドバンスケアプランニング（ACP）を実践し、入居者様および家族様の意思を尊重した支援を行います。
 - ・ 多職種が連携し、不安の軽減に努めながら、穏やかな最期を迎えられる体制を整備します。
- ④ 各部門の役割を明確化
 - ・ 施設内各部門の責任と役割を明確にし、連携体制を強化します。
 - ・ 職員一人ひとりが理念を理解し自律的に行動できる組織づくりを進めるとともに、報告、連絡、相談を徹底し組織力の向上を図り、入居者様に安心して生活していただけるケアの提供を目指します。

3. しおりの里広域型特別養護老人ホームとしてのケア等（サービス提供等）への取り組み

(1) 介護部門

① 入居者様一人ひとりの能力に応じた介護サービスの提供

- ・入居者様一人ひとりの心身の状態や能力を的確に把握し、その人らしい生活を支える介護サービスの提供に努めます。
- ・入居者様の状態に変化が見られた際は、社内メール等を活用し、迅速に多職種へ報告・共有を行い、適切な対応につなげます。

② 情報共有の強化

- ・入居者様の状態や思いを記録し、職員間で共有することで、入居者様一人ひとりに応じた適切なケアの実施に努めます。
- ・業務状況や人員体制を踏まえ、既存の会議や委員会の運営方法を見直し、社内メールや申し送り等を活用した効率的な情報共有体制の構築を図ります。
- ・職員同士の積極的な声掛けやコミュニケーションを大切にし、働きやすい職場環境づくりに努めます。

③ 介護技術の向上

- ・ケアの必要性や目的（根拠）を理解し、職員間で共通認識を持った統一した介護サービスの提供に努めます。
- ・日々のケアの振り返りや情報共有を通じて、実践的な介護技術の向上を図ります。
- ・入居者様の重度化にも対応できるよう、現場で実践可能な知識・技術の習得に取り組みます。

(2) 看護部門

① 個別性を尊重した看護とチームワークの強化

- ・入居者様一人ひとりの個性や状態を理解し、多職種と密に情報共有を行うとともに、看護職員間での情報共有と認識の統一を図り、連携を深めながら、より良いチームワークのもとで充実した看護の提供に努めます。

② 業務改善とレベルアップの推進

- ・毎月の看護会議を開催し、業務の見直しや改善点を検討します。
- ・継続的な業務改善を通じて、看護の質の向上を目指します。

(3) 機能訓練部門

① 入居者様の状態に応じた評価の実施

- ・必要に応じて、日常生活動作（ADL）、身体機能、精神機能の評価を実施します。

② 自立支援に向けたリハビリと環境調整

- ・日常生活動作が継続できるよう、個別リハビリや生活環境の調整を実施します。

③ 希望する生活の実現に向けた多職種連携の強化

- ・入居者様が望む生活を送れるよう、介護・看護等他職種と密に連携し支援を行います。

(4) 栄養部門

① 栄養状態の改善

- ・低栄養（BMI18.5未満）の改善をします。
- ・多職種と連携し、褥瘡がある方への栄養補助食品の検討を行います。

② 災害時の栄養管理

- ・各種災害を想定したマニュアルの整備に努めます。

- ・非常食の検討、在庫管理（ローリングストック）をします。
- ・非常食の保管場所や使用方法を他職種と共有（研修や炊きだし訓練等の実施）をします。

③ 食の楽しみの提供

- ・ユニット職員と協力し、食に関する行事を開催します。
- ・入居者様の誕生日に誕生日カードの作成、ケーキや赤飯の提供をします。
- ・季節や行事のポスター、ランチョンマットの作成をします。

(5) 相談援助・ケアマネジメント部門

① 入居者様・家族様との信頼関係の強化と情報共有の徹底

- ・施設サービス計画書、摂食嚥下機能評価、栄養ケア計画書、リハビリテーション実施計画書の説明、同意、共有を実施します。
- ・家族様への日々の状態報告を行い、信頼関係の構築に努めます。
- ・事故、苦情発生時には迅速かつ的確に対応し、共有と再発防止に努めます。
- ・終末期には、入居者様、家族様、職員が受け入れられるよう、看取りケアプランを通じたデスエデュケーションに努めます。

② 多職種連携の強化と支援の質向上

- ・入居者様の「できること」「わかること」に着目し、サービス担当者会議で多職種と情報を共有し、施設サービス計画書を基軸とした支援を実施します。
- ・記録物の重要性を伝え、適切な情報管理と活用に努めます。

4. 行事の実施

① 入居者様の心身の状況や意向を尊重した活動の提供

- ・入居者様一人ひとりの心身の状況や意向を尊重し、日中活動や余暇活動を通じて充実したサービスの提供に努めます。
- ・外出行事が難しい入居者様にも配慮し、ドライブ等を取り入れながら外の空気や景色を感じていただける機会を設け、生活に楽しみや変化を提供します。

② 季節を感じ、五感で楽しめるイベントの実施

- ・四季折々のイベントや飾りつけを行い、季節の移り変わりを体感できる環境づくりに努めます。
- ・「触れる」「におう」「聴く」「味わう」「観る」といった五感で楽しめる企画を取り入れるとともに、ボランティアの方を招いたマジック、舞踊、楽器演奏、落語などの催しを通じて寝たきりの入居者様にも「見る」「聞く」「感じる」「笑う」「喜ぶ」といった体験の機会を提供します。

③ 個別性を重視した楽しみの提供

- ・入居者様一人ひとりに応じた関わりや楽しみを提供するため、ユニット費を活用した予算を作成し、計画的な行事の実施に努めます。
- ・多職種と連携し、限られた人員体制の中でも安全に行事を実施できるよう取り組みます。

行事実施月及び行事名等	
4 月	季節行事（春）
5 月	季節のおやつ作り（春）

6 月	外出行事
7 月	季節行事（夏）
8 月	季節のおやつ作り（夏）
9 月	しおりまつり、敬老会
10 月	季節行事（秋）
11 月	季節のおやつ作り（秋）
12 月	クリスマス会&忘年会
1 月	季節行事（冬）
2 月	季節のおやつ作り（冬）
3 月	ひなまつり
月例 … 音楽療法 季節の飾りつけ 地域イベントボランティアの受入 不定期 … 行事委員会の企画行事	

5. 会議・研修等の開催

(1) 会議

① 運営会議（1 回/月）

管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議。

② ユニット会議（1 回/月）

ユニット運営に関する会議。

③ 介護リーダー・ユニットリーダー会議（1 回/月）

ユニットリーダー職以上の介護内容に関する会議。

④ 看護師会議（1 回/月）

事業所内看護師の看護内容に関する会議。

⑤ チームミーティング（適宜）

入居前の情報共有、入居者様のケアプラン等を共有する会議。

(2) 研修

① 感染症に係る研修（1 回/年）

感染症予防及び蔓延防止のため。

② 介護力向上研修（1 回/年）

基本的、応用的介護技術の習得、福祉用具の活用、環境調整に関する知識の習得のため。

③ コンプライアンス研修（1 回/年）

法令及びグループ内のルール遵守のため。

④ 権利擁護（身体拘束・人権・虐待防止）に関する研修（1 回/年）

⑤ 褥瘡予防に係る研修（1 回/年）

⑥ リスクマネジメント研修（1 回/年）

⑦ 各専門職による内部研修（5 回/年）

テーマ別を実施、専門性を活かす

※上記研修については、外部講師を招聘して開催することも検討します。

※その他、外部研修への参加を行います。

(3) 委員会

① 身体拘束・権利擁護委員会（1 回/月）

身体拘束及び権利擁護に関わる内容を検討。

② 衛生管理・感染症対策委員会（1 回/月）

感染症予防及びまん延防止に関する啓発、マニュアル見直し。

③ 事故防止委員会（1 回/月）

事故予防・再発防止策の検討。

④ 褥瘡予防・対策委員会（1 回/月）

発生の予防に努めること、褥瘡の危険因子を評価すること、褥瘡の早期発見及び褥瘡に関する知識及び意識の向上を図る。

⑤ 行事広報委員会（1 回/3 ヶ月）

ユニット内行事、事業所全体行事の企画・実施等の検討、広報誌の作成。

⑥ 入居判定委員会（1 回/月）

次期入居候補者の選定。

6. しおりの里における防災への取り組み

① 安全で確実な避難が出来るよう、しおりの里全事業所が連携し、自然災害を想定した

総合防災訓練（消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練等）を消防署との連携を図り、年 1 回実施します

② 各事業所においては、入居者様及び通所利用者様の心身機能に配慮した、夜間を想定した災害対策に必要な訓練として、消火訓練、避難誘導訓練等を年 1 回以上実施します

③ 地震発生に伴う防災訓練をはじめ、屋内消火栓等を使用した消火訓練、非常放送設備を使用した傾聴訓練等を通じて防火・防災意識の向上に努めます

④ 火災等の防止対策として、消防用設備等の自主点検を毎月 1 回実施します

⑤ 大規模災害時における地域等（地域住民・地元企業）との協働による応援体制に向けた検討を進めます

7. BCP（事業継続計画）における取り組み

自然災害や感染症における緊急事態に遭遇した場合において、施設の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を図れるよう、防災対策委員会及び衛生管理・感染症対策委員会と協働し、平常時から研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

・自然災害 研修（年 2 回）、訓練（年 2 回）

・感染症 研修（年 2 回）、訓練（年 2 回）

8. 業務遂行における取り組み

① ハラスメント対策の強化

・性的言動や優越的関係を背景とした行為を防止し、健全な就業環境を維持します。

② 虐待防止への取り組み

・虐待につながる行為を職員が考え、会議や研修で意見交換を実施します。

・定期的に防止策を検討、共有します。

③ 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の実践

・仕分け、廃棄、収納の 3 ステップで整理整頓をします。

- ・清掃計画を立て、業務に組み込む。(ケアサポーターの業務見直し含む)
- ・物品配置を明確化し、マナーやルールを遵守する環境を整備します。

④ 情報伝達力の向上

- ・分かりやすい説明と理解の確認をします。
- ・伝達の仕組みを確立し、情報伝達ツールを活用します。
- ・掲示物の場所、期間を明確に設定します。

9. コストに関する取り組み

① 費用対効果の重視

- ・費用が発生する際は、常に費用対効果の視点で検討します。

② 設備や備品の破損防止

- ・職員の不注意や乱暴な扱いによる破損を防ぐため、使用方法や環境を確認し、破損理由を分析・共有し再発防止に努めます。

③ 消耗品の適正管理

- ・適切な使用を心がけ、在庫管理を徹底し無駄をなくします。

④ 光熱水費の節約

- ・電気の消し忘れ、水道の無駄使い、冷暖房の適正管理など、職員一人ひとりが意識して節約に取り組みます。

⑤ 時間外勤務の削減

- ・時間外勤務の原因を分析し、業務内容の見直しを行うことで、時間外勤務の削減を図ります。

10. 事業所の稼働管理における取り組み

稼働目標：98.0%

① 入所順位の見直しと円滑な入居調整

- ・月1回の入所順位見直しを実施し、次期入居者様を決定します。
- ・入院外空床を最小限に抑えるため、待機上位者の意向確認や調査を適宜実施します。
- ・入所前調査のスケジュールを明確化し、計画的かつ円滑な入居調整に努めます。

② 入院者の状況確認と迅速な受け入れ調整

- ・入院者の状況を適宜確認し、家族様や医療機関と密に連携を図ります。
- ・退院許可が下り次第、速やかに調査を行い、最短での受け入れを調整します。
- ・しおりの里短期入所事業所と連携を図り、特養への入所が円滑に行えるよう取り組みます。

2026年度 社会福祉法人寿泉会 万葉の里入所事業 事業計画書（案）

1. 万葉の里の運営方針

- ・私たちは、ご利用者が末永く在宅での暮らしを維持・継続できるよう、グループのスケールメリットを活かし、安心した暮らしのご提案に努めます。
- ・私たちは、グループの介護事業・医療事業へ期待してくださるすべての方に対し、真心と感謝の気持ちをもって、親切丁寧な説明、サービスの提供に努めます。
- ・私たちは、ご利用者の「健康への望み」を満たすため、ご利用者に寄り添います。ご本人の「できないこと」へのケアの援助から、ご本人の「できること」に着眼したケアの提供に努めます。
- ・私たちは、ご利用者の能力を把握し、障害によって生じた「活動への制限」「参加への制約のいたみ」を思いやり、最良の助力をおしみなく行います。これにより、安心した暮らしの継続が図れるよう努めます。
- ・私たちは、より良いケアの実践のために、介護スキルの向上に取り組みます。
- ・私たちは、老健事業だからこそできる多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行い、質の高いケアに繋がります。
- ・私たちは、既存職員、新卒者、中途採用者が働きやすい職場環境のもとで末永く勤められるよう、利用者満足と職員満足のために「私たちができること」を考えます。

2. 万葉の里入所事業の運営方針

- ・心身の状況により、自宅での日常生活を営む上で支障があるご利用者に対し、多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行います。要介護状態の軽減や認知症等の状況を踏まえ、入浴、排泄、食事その他必要な日常生活の介助、およびリハビリプログラムの提供に努めます。
- ・可能な限り居宅での生活復帰を念頭に、ご利用者個々が目的を持てる施設生活を支援します。退所後においても不安がないよう、各関係機関との連携を密にし、ご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・短期集中リハビリテーションを実施しても在宅復帰ができる状態まで回復しなかったご利用者や、入所中に身体状況・家庭環境が変化したご利用者に対し、今後の生活に不安が残らないような提案ができるよう努めます。
- ・より良いケアの実践のために、外部・施設内研修等を活用し、職員の介護スキル向上に取り組みます。
- ・既存職員、新卒者、中途採用者が働きやすい職場環境を考え、利用者満足と職員満足が共に向上するように努めます。
- ・施設内にご意見箱を設置し、ご利用者およびご家族からのご意見を広く収集する体制の整備に努めます。
- ・ご利用者およびご家族の満足度向上を図るため、いただいたご意見の共有と職員間での改善検討に努めます。

3. 万葉の里入所事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

(1) 介護部門

- ・ご利用者への尊敬の念を持ち、お客様として丁寧な言葉遣いや対応に努めます。
- ・介護スキル向上のために、各種研修への参加に努め、職員が必要と感じる勉強会の開催とより良いケアの実践に取り組みます。
- ・施設サービス計画書に沿って介護計画を立て、「できること」に着目したケアの提供に努めます。
- ・職員が抱える職場環境への不満、不安、悩みなど、どのようなことでも話し合える人間関係をつくり、解決に努めます。

(2) 看護部門

- ・ご利用者の病状増悪の早期発見や、起こりうるリスクの予測、未然の症状悪化防止に向け、多職種連携を図ります。情報交換・共有を密に行い、看護ケアの充実に努めます。
- ・看護部署での年間事業（ご利用者の健康診断、予防接種等）が円滑に進むよう、引き続き情報共有の場を設け、業務手順を把握し、部署内で協力・分担して取り組みます。
- ・看護師としてのスキルアップを目的として研修に参加し、知識を深め、その内容を部署内で伝達・共有するよう努めます。
- ・適切な感染対策を行い、感染予防の徹底に努めます。

(3) 機能訓練部門

- ・新規入所のご利用者に対し短期集中リハビリテーションを実施し、在宅復帰を目指すご利用者に対しては、自宅での生活を安全に過ごしていただくための動作獲得や環境整備を行います。
- ・施設待機のご利用者に対しては、できることを増やすことにより、施設生活においてより自立した生活を送ることを目標とします。
- ・既存のご利用者に対しては、スタッフ間でご利用者のできる・できないを共有し、日常生活の中でいかにご自身でできることを実施していただくか検討します。

(4) 栄養部門

- ・おいしく、楽しい食事の提供に努めます。
- ・栄養バランスを考慮し、味にムラがない安定した食事の提供を心がけます。

(栄養ケア)

- ・個々の栄養状態を把握し、健康状態の維持や悪化防止のために適切なアセスメントを行います。
- ・リスクレベルを分類し、2週間・1ヶ月・3ヶ月ごとに評価を行っていきます。
- ・ご利用者の食事内容や補助食品について、多職種間で十分に検討します。
- ・食事への楽しみを持ち続けられるよう、嗜好に応じた献立の作成や食事形態の工夫を行います。
- ・多職種と協力し、最後まで経口摂取ができるよう継続的に支援します。
- ・褥瘡（床ずれ）のあるご利用者やリスクのある方へ迅速な対応を行うため、他職種との情報共有を密に行います。

(行事食の提供)

- ・季節感のあるメニューを提供します。
- ・施設行事やお楽しみメニューの提供を定期的に行います。

(防災対策)

- ・災害時における非常食を管理し、期限が切れる前に献立に取り入れて提供します。
- ・災害に備え、3日間の備蓄を常に準備しておきます。

(衛生管理)

- ・ 検食を行い、安心・安全な食事を提供します。
- ・ 適時・適温食を提供、また個々に合わせた食事時間を設けるように工夫します。
- ・ 厨房職員に対して衛生指導を行います。

(5) 相談援助・ケアマネジメント部門

- ・ 可能な限り在宅での生活復帰を念頭に、多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行い、ご本人の「できること」に着眼したケアプランを作成し、ご利用者の元気力・健康力の向上に努めます。
- ・ ご利用者の健康への望みがみたせるよう、ご本人の健康への意識や想いに耳を傾け、ケアに繋がります。
- ・ 万葉の里で空床がなく、入所が提案できない場合、グループ内の空き情報を確認し、ご提案します。

4. 行事の実施

- ・ 季節を感じ、楽しめるイベントを提供いたします。
- ・ 本物（実物）に「触れる」「におう」「聴く」「味わう」「観る」が楽しめる企画を提供いたします。

(1) 施設全体行事

月	行事名
9 月	秋祭り

(2) ユニット行事

月	行事名
4 月	花見
5 月	端午の節句
6 月	七夕飾り作り
7 月	七夕
9 月	敬老会
10 月	運動会
12 月	忘年会
1 月	新年会
2 月	節分
3 月	ひなまつり

5. 会議・研修等の開催

(1) 会議

- ・ 運営会議（月/1 回）：管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議
- ・ C S ・ E S 会議（月/1 回）：顧客満足・従業員満足に関する会議
- ・ サービス担当者会議（月/1 回）：施設内でのご利用者の情報共有及び検討
- ・ 介護 L ・ U L 会議（月/1 回）：ユニットリーダー職以上の介護内容に関する会議
- ・ 介護会議（月/1 回）：事業所内の介護内容に関する会議
- ・ 看護会議（月/1 回）：事業所内の看護内容に関する会議

- ・入所前カンファレンス（随時）：各部署代表者による入所後のケアを確定
- ・インシデント・アクシデントカンファレンス（随時）：各チームメンバーでインシデント・アクシデントについて検証、対応策の個別検討

（２）研修

- ・感染症に係る研修（対象：全職員・年/2回）：感染症予防及びまん延防止のため
 - ・コンプライアンス研修（対象：全職員・年/1回）：法令遵守のため
 - ・権利擁護（身体拘束・人権）に関する研修（対象：全職員・年/1回）：ご利用者の権利擁護のため
 - ・身体拘束に係る研修（対象：全職員・年/2回）：身体拘束廃止に関する知識等の取得
 - ・事故防止に係る研修（対象：全職員・年/2回）：事故防止に向けての知識等の取得
 - ・グループ内研修（対象：全職員・随時）：職員全体のスキルアップを図る
- ※その他、生涯研修等、外部研修への参加を行います。

（３）委員会

- ・身体拘束委員会（月/1回）：身体拘束に関わる内容の検討
- ・安全衛生委員会（月/1回）：労働者の危険や健康障害を予防する
- ・事故委員会（月/1回）：ヒヤリハット事例も含めた事故予防・再発防止策の検討
- ・褥瘡防止委員会（月/1回）：褥瘡の予防・再発防止策の検討
- ・防災委員会（月/1回）：施設内の防火管理に対することや防災対策の検討
- ・行事委員会（年/6回）：施設行事の立案・実行
- ・感染衛生管理委員会（年/4回）：ノロウイルスやインフルエンザ、コロナウイルス、食中毒等の感染症予防及びまん延防止に関する啓発、マニュアル見直し
- ・権利擁護虐待防止委員会（年/2回）：権利擁護に関わる内容の検討

6. 万葉の里における防災への取り組み

- ・職員も含め、人命の保護を最優先します。
- ・消防計画にとどまらず、地震や風水害など大規模災害の発生を想定した防災訓練を行います。
- ・防災訓練の実施：施設内における火災、地震、風水害時の人命の安全、被害の軽減を図ります。
＜火災訓練 2 回/年（夜間想定 1 回）、風水害想定訓練 1 回/年＞
- ・非常連絡網の確認、修正を行います。（年/4 回）
- ・感染症や自然災害の発生時でも入所者と職員の安全を確保し、業務を継続するための業務継続計画（BCP）の作成に努めます。

7. 業務遂行における取組

- ・サービスの向上を目的として、事業計画を 3 ヶ月毎に評価し、業務内容の見直しを行いながら、ケアの提供に取り組んでいきます。
- ・運転前後のアルコール検知器による測定、記録を行います。

8. コストに関する取り組み

身近な光熱水費や物品などのコスト管理については、単に経費を削減するだけでなく、限られた財源の中で無駄を省き、費用対効果を高める視点を持つことが必要です。一方で、業務の効率化による時間外勤務の削減など、目に見えにくい部分のコストについても、全職員が意識し、少しでも無駄を減らすことを目標とします。

- ・光熱水費は、前年度の月別使用量を確認しながら、毎月の把握に努めます。
- ・電気、水道、ガスの使用方法を見直し、節約に努めます。
- ・節水機器についても、法人全体で必要に応じて検討・導入し、経費節減に努めます。
- ・費用の発生に対しては、常に費用対効果の視点で検討します。
- ・職員の乱暴な取り扱いや不注意による破損をなくします。使用・操作方法や周辺環境の確認を行ったうえで、破損理由などを分析・共有し、再発予防に努めます。
- ・おむつやパットの選定・使用方法について、アテントマイスター・プロ資格を取得し、おむつの必要性や適切なパットの使用など無駄をなくし、ご利用者に合ったものを提供します。
- ・消耗品等の使用については、適正な使用を心がけるとともに、在庫管理を適切に行い、無駄のないよう努めます。
- ・時間外勤務の削減のため、原因を分析し、業務の見直しなどを図ります。

9. 事業所の稼働管理

稼働目標：95.0%

- ・近隣の居宅支援事業所や病院に空床情報を提供します。
- ・入院者の状況を適宜確認し、家族・医療との連携を密に行います。
- ・空床のない状態をつくることで、待機者が確保でき、退所時期と入所時期をコントロールできるサイクルを目指します。
- ・入院外空床や在宅復帰後の空床期間を短縮する為、次期入所者の選定及び日時管理を行い、空床期間の短縮に努めます。
- ・事業課長、支援相談員は稼働の打合せを毎日行い、空床状況の把握、稼働率の管理を日々行い、稼働率の安定を図ります。

2026年度 社会福祉法人寿泉会
万葉の里短期入所療養介護事業 事業計画書（案）

1. 万葉の里の運営方針

- ・私達のご利用者が末永く在宅での暮らしが維持、継続できるようグループのスケールメリットを活かし安心した暮らしのご提案に努めます。
- ・私達はグループの介護事業、医療事業へ期待して下さるすべての方に対し、真心と感謝の気持ちをもって、親切丁寧な説明、サービスの提供に努めます。
- ・私達のご利用者の「健康への望み」を満たすため、ご利用者に寄り添います。ご本人の「できないこと」への援助から、ご本人の「できること」に着眼したケアの提供に努めます。
- ・私達は、ご利用者の能力を把握し、障害によって生じた「活動への制限」や「参加への制約のいたみ」を思いやり、最良の助力を惜しみなく行います。そして、安心した暮らしの継続が図れるよう努めます。
- ・私達はより良いケアの実践のために、介護スキルの向上に取り組みます。
- ・私達は老健事業だからこそできる多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行い、質の高いケアに繋がります。
- ・私達は既存職員、新卒者、中途採用者が働きやすい職場環境のもと末永く勤められるよう、利用者満足と職員満足のために「私達ができること」を考えます。

2. 万葉の里短期入所療養介護事業の運営方針

- ・地域で唯一の短期入所療養介護事業所として、リハビリの希望や介護負担の軽減など、ご本人・ご家族の多様な事情を汲み取り、多職種と連携を図りながらサービスの提供に努めます。
- ・他の短期入所事業所にはない、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による個別リハビリを提供できる事業所です。その役割を各方面に強く PR し、幅広く認知していただけるよう努めます。
- ・ご利用者が当事業所を利用されている間だけでなく、在宅で安全に過ごすために必要な情報の提供やご提案を、ご家族、担当ケアマネジャー、利用されている介護サービス事業者に行います。あわせて、今後の生活を想定しながら在宅での暮らしを援助します。
- ・私たちは、サービス提供の場にとどまらず、ご利用者やご家族に対して親身になり、話しやすい接しやすい雰囲気作りを心がけます。対象事業以外の内容でも、気軽に相談していただけるような関係性の構築に努めます。

3. 万葉の里短期入所療養介護事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

(1) 介護部門

- ・ご利用者への尊敬の念を持ち、お客様として、言葉遣い等丁寧な対応に努めます。
- ・介護スキル向上のために研修の参加に努め、職員が必要と感じる勉強会の開催とより良いケアの実践に取り組みます。
- ・在宅での生活環境に沿ったケアを提供すると共に、安心した暮らしの継続ができるように努めます。

(2) 看護部門

- ・多職種や施設内の各事業所（通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション等）と連携を図り、ご利用者の状態把握に努めます。
- ・在宅での生活情報を収集し、病状悪化の早期発見や起こりうるリスクを予測することで、適切な体調管理に努めます。
- ・徹底した感染対策を行い、施設内での感染予防に努めます。

(3) 機能訓練部門

- ・ショートステイご利用時に身体機能低下が起きないように、活動的な生活を促すと共に、個別リハビリを実施します。
- ・新規のショートステイご利用者に対して開始時に担当者会議を実施し、スタッフ間の情報共有を図ります。

(4) 栄養部門

- ・おいしく、楽しい食事の提供に努めます。
- ・栄養バランスを考慮し、味にムラがない安定した食事の提供を心がけます。
- ・給食委託業者と十分な連携を取り、より良い食事が提供できるように努めます。

(行事食の提供)

- ・季節感のあるメニューを提供します。
- ・施設行事やお楽しみメニューの提供を定期的に行います。

(防災対策)

- ・災害時における非常食を管理し、期限が切れる前に献立に取り入れて提供します。
- ・災害に備え、3日間の備蓄を常に準備しておきます。

(衛生管理)

- ・検食を行い、安心・安全な食事を提供します。
- ・適時・適温の食事を提供します。また、個々に合わせた食事時間を設けるように工夫します。
- ・厨房職員に対して、適切な衛生指導を行います。

(5) 相談援助・ケアマネジメント部門

- ・ご利用者の担当介護支援専門員が作成したケアプランに添って、在宅での暮らしを援助します。
- ・ショートステイ利用中の情報をご家族やご利用者が利用している介護保険事業者に提供し、在宅で安全に生活できるよう援助します
- ・万葉の里ショートステイで希望利用日が取れない場合、グループ内のショートステイの空き情報を確認し、ご提案します。

4. 行事の実施

- ・季節を感じ、楽しめるイベントを提供します。
- ・「触れる」「におう」「聴く」「味わう」「観る」が楽しめる企画を提供します。

(1) 施設全体行事

月	行事名
9 月	秋祭り

(2) ユニット行事

月	行事名
4 月	花見
5 月	端午の節句
6 月	七夕飾り作り
7 月	七夕
9 月	敬老会
10 月	運動会
12 月	忘年会
1 月	新年会
2 月	節分
3 月	ひなまつり

5. 会議・研修等の開催

(1) 会議

- ・運営会議（月/1回）：管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議
- ・CS・ES会議（月/1回）：顧客満足・従業員満足に関する会議
- ・地域包括ケア会議（3ヶ月/1回）：他職種との交流や難解な事例検討、
参加者・・・一志・白山・美杉地域の病院関係者、居宅ケアマネ、
在宅系の介護サービス業者福祉用具
- ・介護L・UL会議（月/1回）：ユニットリーダー職以上の介護内容に関する会議
- ・介護会議（月/1回）：事業所内の介護内容に関する会議
- ・看護会議（月/1回）：事業所内の看護内容に関する会議

(2) 研修

- ・感染症に係る研修（対象：全職員・年/2回）：感染症予防及びまん延防止のため
- ・コンプライアンス研修（対象：全職員・年/1回）：法令遵守のため
- ・権利擁護（身体拘束・人権）に関する研修（対象：全職員・年/1回）：ご利用者の権利擁護のため
- ・身体拘束に係る研修（対象：全職員・年/2回）：身体拘束廃止に関する知識等の取得
- ・事故防止に係る研修（対象：全職員・年/2回）：事故防止に向けての知識等の取得
- ・グループ内研修（対象：全職員・随時）：職員全体のスキルアップを図る

※その他、生涯研修等、外部研修への参加を行います。

(3) 委員会

- ・身体拘束委員会（月/1回）：身体拘束に関わる内容の検討
- ・安全衛生委員会（月/1回）：労働者の危険や健康障害を予防
- ・事故委員会（月/1回）：ヒヤリハット事例も含めた事故予防・再発防止策の検討
- ・褥瘡防止委員会（月/1回）：褥瘡の予防・再発防止策の検討

- ・防災委員会（月/1回）：施設内の防火管理に対することや防災対策の検討
- ・行事委員会（年/6回）：施設行事の立案・実行
- ・感染衛生管理委員会（年/4回）：ノロウイルスやインフルエンザ、コロナウイルス、食中毒等の感染症予防及びまん延防止に関する啓発、マニュアル見直し
- ・権利擁護虐待防止委員会（年/2回）：権利擁護に関わる内容の検討

6. 万葉の里における防災への取り組み

- ・職員も含め、人命の保護を最優先します。
- ・消防計画にとどまらず、地震や風水害など大規模災害の発生を想定し、防災訓練を行います。
- ・防災訓練を実施し、施設内における火災、地震、風水害時の人命の安全、被害の軽減を図ります。＜火災訓練2回/年（夜間想定1回）、風水害想定訓練1回/年＞
- ・感染症や自然災害の発生時でも、入所者と職員の安全を確保し、業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めます。

7. 業務遂行における取組

- ・サービスの向上を目的として、事業計画を3ヶ月毎に評価し、業務内容の見直しを行いながら、ケアの提供に取り組みます。
- ・運転前後のアルコール検知器による測定、記録を行います。

8. コストに関する取り組み

身近な光熱水費や物品などのコスト管理については、単に経費を削減するだけでなく、限られた財源の中で無駄を省き、費用対効果を高める視点を持つことが必要です。一方で、業務の効率化による時間外勤務の削減など、目に見えにくいコストについても、全職員が意識し、少しでも無駄を減らすことを目標とします。

- ・光熱水費は、前年度の月別使用量を確認しながら、毎月の把握に努めます。
- ・電気、水道、ガスの使用方法を見直し、節約に努めます。
- ・節水機器についても法人全体で必要に応じて検討・導入し、経費節減に努めます。
- ・費用の発生に対しては、常に費用対効果の視点で検討します。
- ・職員の乱暴な取り扱いや不注意による破損をなくします。使用・操作方法や周辺環境の確認を行ったうえで、破損理由などを分析・共有し、再発予防に努めます。
- ・おむつやパットの選定・使用方法について、アテントマイスター・プロ資格を取得し、おむつの・必要性や適切なパットの使用など無駄をなくします。これにより、ご利用者に合ったものを提供します。
- ・消耗品等の使用については、適正な使用を心がけるとともに、在庫管理を適切に行い、無駄のないよう努めます。
- ・時間外勤務の削減のため、原因を分析し、業務の見直しなどを図ります。

9. 事業所の稼働管理

（短期療養）稼働目標：90%

- ・近隣の居宅介護支援事業所や家族に空床情報を提供します。
- ・居宅介護支援事業所と密に連絡をとり、ご利用者の情報共有に努めます。

- ・ 困難事例や緊急な依頼にも柔軟に対応し、定期ご利用者の獲得に努めます。
- ・ 老健入所まで期間があるケースや、老健入院中などの空床時には、ショート利用の提案を積極的に行います。

2026年度 社会福祉法人寿泉会 万葉の里居宅介護支援事業 事業計画書

1. 万葉の里の運営方針

- ・私達は、ご利用者が末永く在宅での暮らしを維持・継続できるよう、グループのスケールメリットを活かし、安心した暮らしのご提案に努めます。
- ・私達は、グループの介護事業、医療事業へ期待して下さるすべての方に対し、真心と感謝の気持ちをもって、親切丁寧な説明とサービスの提供に努めます。
- ・私達は、ご利用者の「健康への望み」を満たすため、ご利用者に寄り添い、ご本人の「できないこと」への生活援助から、ご本人の「できること」に着眼したケアの提供に努めます。
- ・私達は、ご利用者の能力を把握し、障害によって生じた「活動への制限」や「参加への制約のいたみ」を思いやり、最良の助力をおしみなく行い、安心した暮らしの継続が図れるよう努めます。
- ・私達は、より良いケアの実践のために、介護スキルの向上に取り組みます。
- ・私達は、老健事業だからこその多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行い、質の高いケアにつなげます。
- ・私達は、既存職員、新卒者、中途採用者が働きやすい職場環境のもとで末永く勤められるよう、利用者満足と職員満足のために「私達ができること」を考えます。

2. 万葉の里居宅介護支援事業の運営方針

可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、ご利用者の選択に基づき、各種サービスが総合的・効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行います。

3. 万葉の里居宅事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

(1) 相談援助

- ・相談者の不安と緊張をほぐし、相談者が話しやすい雰囲気、環境を整えます。
- ・温かい気持ちで焦らず、冷静かつ公平な姿勢で状況の詳細を聴き、ニーズを正確に把握します。

(2) ケアマネジメント部門

- ・公正中立な立場でご利用者の意思を尊重し利用者自身が自らサービスを選択し決定できるよう必要な情報を提供します。
- ・必要なスキルを身につけるため研修に参加して自己研鑽に努めます。
- ・ご利用者の入退院時に迅速に医療機関と連携がはかれるよう情報提供を図ります。
- ・各サービス提供事業所に個別サービス計画書の提出依頼を行います。

4. 行事の実施

コロナ感染拡大状況を踏まえながら実施（顔の見える関係で地域づくりを目的とする）

- ・高岡地区 交流会（年3回程度）：新規利用者獲得・地域との関係を深めるため

5. 会議・研修等の開催

(1) 会議

- ・居宅会議（月/1回程度）：情報交換、共有、困難事例の検討相談など
- ・運営会議（月/1回）：管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議
- ・CS・ES会議（月/1回）：顧客満足・従業員満足に関する会議

(2) 研修

- ・津一志包括支援センター、津市在宅療養支援センター、三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会、特定事業所加算算定居宅事業所等の研修会に参加します。
- ・感染症に係る研修（対象：全職員・年/2回）：感染症予防及びまん延防止のため
- ・コンプライアンス（ハラスメント）に関する研修（対象：全職員・年/1回）：法令遵守のため
- ・権利擁護（虐待・身体拘束・人権）に関する研修（対象：全職員・年/1回）：ご利用者の権利擁護のため
- ・身体拘束に係る研修（対象：全職員・年/2回）：身体拘束廃止に関する知識等の取得
- ・事故防止に係る研修（対象：全職員・年/2回）：事故防止に向けての知識等の取得
- ・グループ内研修（対象：全職員・随時）：職員全体のスキルアップを図る

(3) 委員会

- ・感染衛生管理委員会（月/1回）：ノロウイルスやインフルエンザ、コロナウイルス、食中毒等の感染症予防及びまん延防止に関する啓発、マニュアル見直し
- ・身体拘束廃止委員会（月/1回）：身体拘束廃止、事故防止に向けて検討

6. 万葉の里における防災への取り組み

- ・職員も含め、人命の保護を最優先します。
- ・消防計画にとどまらず、地震や風水害など大規模災害の発生を想定した防災訓練を行います。
- ・防災訓練の実施：施設内における火災、地震、風水害時の人命の安全、被害の軽減を図る
＜火災訓練2回/年（夜間想定1回）、風水害想定訓練1回/年＞
- ・危機管理計画の策定
危機に適切に対応できるよう、平素から準備を行います。
危機に臨んでは発生から平常時への復旧について、応急的な対処から平常回復までの対応を計画的に行って、サービス利用者への影響を最小限に留め、安心して介護サービスを利用できる環境を整えます。この際、地域の要請にも応えられるよう連携の強化をはかります。

7. 業務遂行における取組

- ・専門知識・技術向上をはかることを目的に外部研修会に積極的に参加し、利用者に適切なケアマネジメントが行えるよう努めます。
- ・運転前後のアルコール検知器による測定、記録を行います。

8. コストに関する取り組み

- ・同一地区のご利用者宅への訪問は、効率よくできるよう調整を心がけます。
- ・プリントアウトする印刷物の失敗がないようプレビューで確認します。

- ・1ヶ月、1週間、1日で行う業務スケジュールを立て就業時間内で終わるよう計画します。
- ・月1度の訪問で済むように、しっかりお話を聞き取り支援します。

9. 事業所の稼働管理

- ・入院者・入所者の状態把握ができるよう定期的に関係機関と連絡をとります。
- ・定期的に津一志包括支援センターを訪問し、新規利用者の紹介をお願いします。
- ・グループの入所施設や居宅介護支援事業所との連携に努めます。

2026年度 社会福祉法人寿泉会 万葉の里通所リハビリ事業 事業計画書（案）

1. 万葉の里の運営方針

- ・私たちは、ご利用者が末永く在宅での暮らしを維持・継続できるよう、グループのスケールメリットを活かし、安心した暮らしのご提案に努めます。
- ・私たちは、グループの介護事業、医療事業へ期待して下さるすべての方に対し、真心と感謝の気持ちをもって、親切丁寧な説明、サービスの提供に努めます。
- ・私たちは、ご利用者の「健康への望み」をみたすため、ご利用者に寄り添い、ご本人の「できないこと」へのケアの援助から、ご本人の「できること」に着眼したケアの提供に努めます。
- ・私たちは、ご利用者の能力を把握し、障害によって生じた「活動への制限」「参加への制約のいたみ」を思いやり、最良の助力をおしみなく行い、安心した暮らしの継続が図れるよう努めます。
- ・私たちは、より良いケアの実践のために、介護スキルの向上に取り組みます。
- ・私たちは、老健事業だからこそできる多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行い、ケアに繋がります。
- ・私たちは、既存職員、新卒者、中途採用者が働き易い職場環境のもと末永く勤められるよう、利用者満足、職員満足のために「私達ができること」を考えます。

2. 万葉の里通所リハビリ事業の運営方針

- ・居宅介護支援事業所からのケアプラン及び医師の指示に基づき、通所リハビリテーション計画を策定し実施します。
- ・ご利用者・ご家族に対しては、在宅生活上のニーズを確認し、介護及び療養上のアドバイスや機能維持へ向けた日常生活上の助言を、理解しやすいよう懇切丁寧に行います。これにより、質の高いサービスが提供できるよう取り組みます。
- ・介護支援専門員に対しては、サービス担当者会議へ積極的に参加します。実務上抽出される課題やご利用者の状況を情報提供することで、ご利用者を中心としたより良い療養生活、チームケアの実現を図るべく努めます。
- ・在宅系サービス（訪問リハ・デイサービス等）と連動してマネジメントを行うと共に、ご利用者の明確な目標に対して機能訓練等を行い、在宅での生活の安定を図れるよう援助します。
- ・地域の潜在的なご利用者を発掘するために、地域の居宅介護支援事業者および在宅系事業所と連携を取りながら、グループとしての事業を周知することで、事業基盤の構築を図ります。
- ・地域で開催する「地域支援事業」や万葉の里での「施設見学」といった機会を活用し、通所リハビリテーションの事業内容の啓発を行います。
- ・居宅介護支援事業者へ実績票を届ける際に訪問を行い、空き情報の広報を行います。

退院後、スムーズに在宅生活が送れるように、病院との情報共有に取り組みます。

- ・事業実績（要支援・要介護ご利用者数・個別対応者数）などの様々な指標から分析し、職員配置と業務の適正化を図ります。
- ・リハビリ専門職の配置により、ご利用者に対して多角的な検証および情報の共有化、事業のリスク管理を図ります。
- ・他の在宅系事業所との意見交換等を行い、職員の意識向上を図ります。

- ・地域の医療機関と連携を図り、ご利用者の情報共有に努めます。
- ・サービスの質の向上を目指し、研修会や連絡協議会への参加を積極的に行い、知識・技術の研鑽に努めます。
- ・他の在宅系事業所との連携強化を図り、ご利用者に有益な継続性のあるサービス提供を目指します。

3. 万葉の里通所リハビリ事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

(1) 介護部門

- ・ご利用者、ご家族には当事業を利用していただく上で、常に安全・安心を感じていただくため、親切丁寧な説明責任と対応を最優先します。
- ・ご利用者への対応方法については、速やかに検討を行うと共に、知識・技術の研鑽に努めます。
- ・多職種連携、チームケア、情報共有を行い、その方に適したサービスを提供し、可能な限り在宅での生活が継続できるように努めます

(2) 看護部門

- ・毎日のバイタルチェックに加え、随時ご利用者の状態変化に気付き、必要に応じて医療の助言・処置等を行います。
- ・ご利用者の病状の増悪の早期発見、起こりうるリスクの予測、未然に症状悪化を防げるように多職種連携を図ります。情報交換・共有を行い、看護ケアに努めます。

(3) 機能訓練部門

(住宅評価・動作評価の実施)

- ・既存のご利用者の中で、能力の変化に伴う自宅内での動作評価が行えていないケースに対し、必要に応じて歩行補助具の変更・福祉用具の追加・住宅改修の提案を行います
- ・リハビリテーション会議を通して目標設定を行い、目標達成に向けて取り組みます。

(自主トレーニングの提案)

- ・自宅で自主トレーニングを行っているご利用者が少ないことから、身体能力を向上できるように自宅でも行えるメニューを提案します。実施状況を確認しながら、在宅時と利用時のトレーニング効果を検証します。

(屋外歩行訓練の継続)

- ・在宅環境を含め、必要性が認められるご利用者に対し、屋外歩行訓練を行います。

(4) 栄養部門

- ・身体状況に応じた食事を提供し、嗜好に沿った食事が提供できるよう努めます。
- ・季節感を感じられる3ヶ月毎のサイクルメニューやイベント食などを提供します。
- ・適温かつおいしく、目で見ても楽しめる食事を提供します。
- ・委託業者と連携を図り、より良い食事が提供できるよう努めます。

(5) 相談援助・ケアマネジメント部門

- ・ご利用者、ご家族からの相談等があった際には、他職種との連携や社会資源を活用し、ご利用者の利益となるよう努めます。

- ・可能な限り在宅での生活を継続できるように、多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行い、ご利用者の「元気力・健康力」の向上に努めます。

4. 行事の実施

※行事企画の主眼点（目的・効果）、年間予定等を記載

- 4月 花見
- 5月 端午の節句
- 7月 七夕行事
- 8月 夏祭り行事
- 9月 敬老会
- 10月 運動会
- 11月 芋掘り、文化祭
- 12月 忘年会、クリスマス会
- 2月 節分行事
- 3月 ひな祭り行事

- ・おやつ作り活動は季節感を味わいつつ、楽しみながら参加することができ、季節行事、昔懐かしいお菓子を作ることで、生き生きとした会話ができるように繋がります。
- ・地域ボランティアを受け入れることで、ご利用者の楽しみや地域との交流に繋がります。また、展示会にご利用者の作品を展示することでご利用者の意欲向上・社会参加に繋がります。

※新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染対策の徹底、実施について都度検討します。

5. 会議・研修等の開催

(1) 会議

- ・運営会議(1回/月)

管理者及び専門職の代表者による施設運営に関する会議

- ・CS・ES会議(1回/月)

顧客満足・従業員満足に関する会議

- ・デイケア運営会議(1回/月)

上記会議での内容報告やデイケアでの行事、サービスの方向性について話し合う。ご利用者へのサービス課題点について解決策を検討する。

- ・夕礼(毎日ご利用者送迎後)

当日のご利用者の身体状況、担当者会議・リハビリ会議等の報告、新規調査の報告等についてリハビリ職員を含め話し合う(業務改善・情報共有・症例検討)。

(2) 研修

- ・感染症に係る研修(対象：全職員・年/2回)：感染症予防及び蔓延防止のため
- ・コンプライアンス研修(対象：全職員・年/1回)：法令遵守のため
- ・権利擁護(身体拘束・人権)に関する研修(対象：全職員・年/1回)：ご利用者の権利擁護のため
- ・身体拘束に係る研修(対象：全職員・年/2回)：身体拘束廃止に関する知識等の取得
- ・事故防止に係る研修(対象：全職員・年/2回)：事故防止に向けての知識等の取得
- ・グループ内研修(対象：全職員・随時)：職員全体のスキルアップを図る

(3) 委員会

- ・ 事故防止委員会(月/1 回)

発生した事故の原因・対応方法を調査・審議し、今後の再発防止策を検討する。またインシデント、アクシデント事例も含めた事故予防に努めており、書類等を整理し、安全に業務を遂行できているか率先して確認していく。

- ・ 感染衛生管理委員会(月/1 回)

ノロウイルスやインフルエンザ・コロナウイルス・食中毒等の感染症予防対策の検討を行い、必要に応じて職員に研修・指導を行う。

- ・ 行事委員会 (年/6 回)

施設行事の立案・実行。

6. 万葉の里における防災への取り組み

- ・ 職員も含め、人命の保護を最優先します。

- ・ 消防計画にとどまらず、地震や風水害など大規模災害発生を想定した防災訓練を行います。

- ・ 防災訓練の実施：施設内における火災、地震、風水害時の人命の安全、被害の軽減を図ります。

＜火災訓練 2 回/年（夜間想定 1 回）、風水害想定訓練 1 回/年＞

- ・ 非常連絡網の確認、修正を行います。（年/4 回）

7. B C P（事業継続計画）における取り組み

感染症や自然災害の発生時でも入所者と職員の安全を確保し、事業の継続あるいは早期復旧が図れるよう、防災委員会及び感染衛生管理委員会と協働し、平常時から研修及び訓練（シュミレーション）を実施します。

- ・ 自然災害 研修（年 2 回）、訓練（年 2 回）

- ・ 感染症 研修（年 2 回）、訓練（年 2 回）

8. 業務遂行における取り組み

- ・ 利用率向上のため、各居宅介護支援事業所に空き状況を定期的に報告します。居宅介護支援事業者からの紹介を促進すると共に、ご利用者情報も定期的に報告することで、相互の信頼関係の構築を図ります

- ・ 職員間で統一した目標に取り組むため、会議等で事業計画に掲げた目標の進捗を確認します。各職員がグループの一員としての自覚を持って業務にあたり、グループの取り組みを念頭に行動できるようにします。

- ・ 運転前後のアルコール検知器による測定、記録を行います。

9. コストに関する取り組み

- ・ 身近な光熱水費や物品などのコスト管理については、単に経費を削減するだけでなく、限られた財源の中で無駄を省き、費用対効果を高める視点を持つことが必要です。一方で、業務の効率化による時間外勤務の削減など、目に見えにくい部分のコストについても全職員が意識し、少しでも無駄を減らすことを目標とします。

- ・ 電気、水道、ガスの使用方法を見直し、節約に努めます。

- ・ 費用の発生に対しては、常に費用対効果の視点で検討します。

- ・ 職員の乱暴な取り扱いや不注意による破損をなくします。使用・操作方法や周辺環境の確認を

行ったうえで、破損理由などを分析・共有し、再発予防に努めます。

- ・消耗品等の使用については、適正な使用を心掛けるとともに、在庫管理を適切に行い無駄のないよう努めます。
- ・時間外勤務の削減のため、時間外勤務の原因を分析し、業務の見直しなどを図ります。

10. 事業所の稼働管理

目標稼働 50%

- ・在宅で暮らすご利用者が、当事業に何を期待して利用されているのかを理解した運営を行います。
- ・リハビリ専門職と連携を図り、ご利用者の健康への意欲を高めるようなアプローチを行います。
- ・居宅介護支援事業所や病院へ空き状況のお知らせをしながら、介護支援専門員や医療ソーシャルワーカー等との関係性を築き、ご利用登録者数の拡大を図ります。
- ・事業課長、担当者は稼働の打合せを毎月行い、空床状況の把握、稼働率の管理を行い、稼働率の安定を図ります。

2026年度 社会福祉法人寿泉会
万葉の里訪問リハビリ事業 事業計画書（案）

1. 万葉の里の運営方針

- ・私たちは、ご利用者が末永く在宅での暮らしを維持・継続できるよう、グループのスケールメリットを活かし、安心した暮らしのご提案に努めます。
- ・私たちは、グループの介護事業、医療事業へ期待して下さるすべての方に対し、真心と感謝の気持ちをもって、親切丁寧な説明、サービスの提供に努めます。
- ・私たちは、ご利用者の「健康への望み」をみとすため、ご利用者に寄り添い、ご本人の「できないこと」へのケアの援助から、ご本人の「できること」に着眼したケアの提供に努めます。
- ・私たちは、ご利用者の能力を把握し、障害によって生じた「活動への制限」「参加への制約のいたみ」を思いやり、最良の助力をおしみなく行い、安心した暮らしの継続が図れるよう努めます。
- ・私たちは、より良いケアの実践のために、介護スキルの向上に取り組みます。
- ・私たちは、老健事業だからこそできる多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行い、ケアに繋がります。
- ・私たちは、既存職員、新卒者、中途採用者が働き易い職場環境のもと末永く勤められるよう、利用者満足、職員満足のために「私たちができること」を考えます。

2. 万葉の里訪問リハビリ事業の運営方針

- ・ご利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的にサービスを提供します。
- ・自ら提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ・指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示および訪問リハビリテーション計画に基づき、ご利用者の心身機能の維持回復を図ります。日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行います。
- ・指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者またはご家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明します。
- ・常にご利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者に対し適切なサービスを提供します。

3. 万葉の里訪問リハビリ事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

（1）訪問リハビリ部門

（情報共有）

- ・各チームで、訪問リハビリ実施日にその日の様子や今後の展開を話し合い、どのスタッフが訪問してもその時の状態に合わせたサービスを展開できるよう努めます。

（ご利用者の卒業）

- ・ご本人、ご家族、担当ケアマネージャーと目標を共有し、目標達成に伴う円満な卒業に努めます。

（目標設定）

- ・漫然とした機能訓練を実施していくのではなく、ご本人の「しなければならない・してみたい

活動」に焦点を当てて目標を設定します。

4. 行事の実施

(健康教室)

- ・施設在籍のケアマネージャーを通して、地域老人会（高野シニアクラブ）の健康教室を実施します。3回（7月・9月・11月）/年実施予定。周辺の地域活動によりグループや自施設のPRを行います。

5. 会議・研修等の開催

(1) 会議

- ・リハビリミーティング：参加者：リハビリスタッフ
毎月第1月曜日に各事業（入所・デイ・訪問）での問題点等を挙げ、より良いサービスとなるようスタッフで話し合いを行う。
- ・訪問リハビリミーティング
参加者：訪問リハビリスタッフ、福田（リーダー）、小田切事業課長（適宜）
月に一度（リハビリミーティング実施前）訪問リハビリでの問題点を挙げ、より良いサービスとなるよう訪問スタッフで話し合いを行う。
- ・運営会議（1回/月）：管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議
- ・CS・ES会議（1回/月）：顧客満足・従業員満足に関する会議

(2) 研修

- ・感染症に係る研修（対象：全職員・2回/年）：感染症予防及びまん延防止のため
 - ・コンプライアンス研修（対象：全職員・1回/年）：法令遵守のため
 - ・権利擁護（身体拘束・人権）に関する研修（対象：全職員・1回/年）：ご利用者の権利擁護のため
 - ・身体拘束に係る研修（対象：全職員・2回/年）：身体拘束廃止に関する知識等の取得
 - ・事故防止に係る研修（対象：全職員・2回/年）：事故防止に向けての知識等の取得
- ※その他、生涯研修等、外部研修への参加の促しを行います。

6. 万葉の里における防災への取り組み

- ・職員も含め、人命の保護を最優先します。
- ・消防計画にとどまらず、地震や風水害など大規模災害の発生を想定した防災訓練を行います。
- ・防災訓練の実施：施設内における火災、地震、風水害時の人命の安全、被害の軽減を図ります。
＜火災訓練2回/年（夜間想定1回）、風水害想定訓練1回/年＞
- ・訪問先の避難所、避難ルートを確認し、有事の際はスムーズに避難行動がとれるよう準備します。
- ・緊急連絡網を作成し、緊急時の連絡を迅速に行えるよう準備します。
- ・感染症や自然災害の発生時でも入所者と職員の安全を確保し、業務を継続するための業務継続計画（BCP）の作成に努めます。

7. 業務遂行における取組

- ・ガルーンやホワイトボードを利用して、当日の動き、チームスタッフの動き等が把握できるよ

うにします。

- ・チームのコミュニケーションを密に行います。
- ・スタッフ数の増減（育休取得等）に伴い、訪問リハビリの稼働台数の調整を行います。
- ・運転前後のアルコール検知器による測定、記録を行います。

8. コストに関する取り組み

- ・訪問ルート、訪問時間を柔軟に変更することで安全運転、無事故無違反、ガソリン燃費の削減に取組みます。

9. 事業所の稼働管理

- ・60%（1台→2台稼働）

5月中旬に育休終了に伴い戻ってくるスタッフが1名おり、もう1名スタッフを配置して稼働台数を2台へ増大する予定をしております。目途が立ち次第、以前のように津便・美杉便と分けて2便体制運営を再開する旨をケアマネージャーへアナウンスしていきます。稼働開始時期は6月を予定しています。

- ・1週間の予定表を作成し稼働状況を確認します。
- ・生産性の向上に努めます。